

常総市男女共同参画推進審議会会議録

と き 令和4年10月12日（水）
10時00分から

と ころ 常総市役所 議会棟2階 大会議室

常総市男女共同参画推進審議会会議録

令和4年10月12日(水)午前10時00分から常総市男女共同参画推進審議会を常総市役所議会棟2階大会議室に召集する。

会 議 日 程

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
 - 報告第1号 第2次常総市男女共同参画計画(後期実施計画)令和3年度進捗状況について
 - 議案第1号 男女共同参画社会に関する市民意識調査(案)について
 - 議案第2号 男女共同参画社会に関する企業意識調査(案)について
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

| | | | | |
|-------------------|--|--|-----------------|-----------------|
| 出席委員 (順不同、敬称略) | 飯田 邦男(会長) 小磯 節子 大澤 清 小林 剛 | 土河 隆 高橋 智子 中莖 道夫 寺田 由紀子 | 岩見 昌光 海老原 和子 | 長塚 美代子 篠崎 孝之 |
| 欠席委員 (順不同、敬称略) | 野口 次男 渡邊 澄江 | 飯島 忠 | | |
| 地域計画(株) | 宮内 秀和 | | | |
| 常総市 | 副市長 西田 将人 人権推進課長 齋藤 明彦 ダイバーシティ推進係長 渡邊 昌恵 | 市民生活部長 秋葉 利恵子 人権推進課長補佐 渡辺 武昭 ダイバーシティ推進係主事 富澤 ひろな | 人権推進課長補佐 沼尻 修哉 | |

| | |
|-----|---|
| | <p>審議に先立ち、副市長あいさつ、委員及び事務局の自己紹介を行った。</p> <p>報告第1号 後期実施計画に係る令和3年度の実績について、事務局より説明。</p> <p>(質疑)</p> |
| 委員 | <p>基本目標2「いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり」について、今後課題になってくるかと思うが、「ヤングケアラー」の課題を検討しなければならない時期にきていると思う。その「ヤングケアラー」についての意見聴取もしていかななくてはならないと考える。</p> |
| 事務局 | <p>市の取組としては、こども課主催にて月に1度「常総市要保護児童対策地域協議会」を開催しており、児童相談所、保健所及び関係各課が出席し、対象児童について対応を検討している。</p> |
| 会長 | <p>2ページの14番、15番について、具体的な事業は同じか。混乱してしまうため説明をお願いしたい。</p> |
| 事務局 | <p>具体的な事業は同じで事業の内容は各担当課別になる。</p> |
| 委員 | <p>2ページの13番、コロナ禍でふれあいパーティの開催ができず。月2回結婚相談会を開催しているが相談件数が激減し、令和5年度の予算を減額して欲しいと言われている。少子高齢化に反するため予算は減らさないでほしい。</p> |
| 事務局 | <p>予算編成の中で決めていくため、ご意見として承らせていただく。</p> |
| 委員 | <p>施策の方向性2-1にある「家庭で進める環境づくり」について、2つの事業しかないため、もう少し事業を追加してほしい。また、1ページの施策の方向性1-1「家族を思いやる意識づくり」についても、事業内容に「家庭」と入るような事業を入れてほしい。</p> |
| 事務局 | <p>10年計画で策定したため、時代にそぐわない事業も出てきているのが現状。次期計画においては、5か年計画としており、いただいたご意見を反映したい。2点目のご質問については、わかりやすい内容にするた</p> |

| | |
|-----|--|
| | め次期計画においては検討していく。 |
| 副市長 | 男女共同参画計画は10年計画となっているが時代は変わる。次の計画策定は5か年計画で、柔軟に考えていく。次の5年で状況は変わる要素はあるため、いただいた貴重なご意見を基に、計画に反映させていく。 |
| 委員 | 家事育児等、女性を助けるための事業だけでなく、男性目線での負担軽減や女性も男性が担ってきた業務への参画を促す施策を計画に盛り込んでいただきたい。 |
| 事務局 | コロナ禍において、就労環境の悪化や、家事・育児の負担が増えた等の課題を耳にした。一方、テレワークなど、働き方の多様化により、男性の育児参加が増えた等の声もある。性別に関わりなく個人の希望により多様な選択ができるよう、社会情勢に対応した事業を推進し、次期計画に反映させたい。 |
| 会長 | 明治以降、家事は女性の仕事、男性は外で仕事との文化が進められてきた。それが今行き詰まっている。男性自身が意識を持たないといけない。 |
| 委員 | 11ページの96番、C評価になっているが、具体的な活動内容を教えていただきたい。コロナ禍で事業ができないものもあるが、オンラインを利用するなど違う方法を検討してほしい。 |
| 事務局 | 推進啓発については相手の了承が必要な場合があり、代替での実施が可能な場合はその方法で対応してきた。また、96番の具体的な内容については、憩いの広場事業などを実施している団体があり、市は場所の提供や補助金の交付をし、自発的な活動を支援している。 |
| 委員 | 92番について、どこまでが指導課で、どこからが人権推進課の所管なのか教えてほしい。 |
| 事務局 | 義務教育課程については指導課の所管となる。92番は、教員を対象としており指導課の所管となる。人権推進課としては、デートDV防止啓発講座を行っているが、こちらは高校生を対象とした講座となっている。 |
| 委員 | こども会に関連する事業を男女共同参画で取り上げる意味は何か。常総市は子供会の活動をやっていない(やれていない)のに、どうやって情報を得ているのか。 |

| | |
|--------|--|
| 市民生活部長 | こどもだけでなく高齢者や障がいをお持ちの方など、全ての年代を支援する施策となっており、全てを取り残さない計画としたため、このような内容としている。 |
| 委員 | 102 番について、「未受給者」が増えているが、今後どうやって周知をしていくのか。 |
| 事務局 | 「未受給者」ではなく、「〇年度末 受給者」の数となっている。 |
| 委員 | 外国人が多いためボランティア活動団体があるが、お互いに交流もないため、市では外国人の生活実態をどう把握しているか。市がリードしてもらえるような組織づくりをしていただきたい。 |
| 市民生活部長 | 今年度、市民と共に考える課にて外国人を支援している NPO 団体に集まっていた。また通訳の担当課との打ち合わせも始めたところであり、徐々にではあるが交流を広げていきたい。 |
| 委員 | 全体的に A 評価が多いが、それらに全て課題がある。課題があるのなら B 評価でいいのではないか。事業を達成し、課題がないのであれば A としてはどうか。 |
| 会長 | ご意見ということで承り、各評価については達成していても課題はあると理解してよろしいのではないかと 思う。 |
| | 議案第1号 男女共同参画社会に関する市民意識調査（案）について、事務局より説明。 |
| 委員 | ヤングケアラーの関係について、大事なことなのでアンケートに入れておいた方がいいと思うがいかがか。どこかに合わせ技で入れていただいてもいいが、世間的に重要視されているため、アンケート内に入れた方がよろしいのではないか。 |
| 会長 | 原案を策定する上で、ヤングケアラーの問題は議題にでたことはないか。 |
| 市民生活部長 | 18 歳以上を対象者としているため、そちらに関しては入らなかった。 |

| | |
|--------|--|
| 会長 | ここに入らなければ、別の形でヤングケアラーについての調査、具体的には学校から情報を得るなど、代替手段があると思う。この調査に入れるべきか、どのようにヤングケアラーの問題を扱うか、ということだと思う。 |
| 委員 | 現計画の中でもこどもや乳幼児の話がでていると思う。 |
| 会長 | ヤングケアラーの問題は大事な問題であるが、これを市民意識調査の中でどう盛り込むか。調査の予定が決まっている中で、いかに取り上げられるかもあるかと思う。まだ大幅な修正は可能か。 |
| 市民生活部長 | 大幅な修正となると時間がかかってしまうが、まだ修正は可能。「ヤングケアラー」をどこに入れるか、ここではお示しできないが、入れる方向で相談させていただきたい。 |
| 会長 | 方向性を示していただければ、設問を用意できると。 |
| 市民生活部長 | 追加する形で入れられるか検討する。 |
| 会長 | 中委委員何かいい案はあるか。 |
| 委員 | 抱き合わせでの設問でもいいかと思うが、こども課で「ヤングケアラー」について問い合わせはきていないか。無理に入れたいといけないというわけではないが、常総市の市民アンケートとして実施した場合は、「ヤングケアラー」の問題がきちんと入っている方が、イメージがよいのかと思う。絶対に入れなくてはならないというわけではない。 |
| 会長 | 非常手段として、問 40 を新たに設けて「ヤングケアラー」の設問にするなど、ないよりはあったほうがいいのかと思う。他にヤングケアラーについて触れられる設問はあるか。 |
| 市民生活部長 | 問 37 に追加する等、どこかには入れさせていただきたい。男女共同参画社会について、という見出しの中で検討することでお預かりしてもよろしいか。 |

| | |
|-----|---|
| 会長 | どこにどう書くかまで、ここで決められないので、市にお任せする形になるが、ヤングケアラーについては、入れる方向で考えていきたい。議案1、議案2に関係しているが、匿名での調査であっても、個人や企業のプライバシーに関するこのため、秘密保持についての文章を記載した方が安心のため、いいと思うがいかがか。 |
| 事務局 | 市民意識調査に関しては、表紙に記載をしている。企業意識調査においては記載がないため追記する。 |
| 会長 | 採決に入るが、ヤングケアラーについて提案があったが、原案に盛り込むべきと考える方の挙手を求める。 (全会一致で可決) |
| 会長 | 全会一致となったので、盛り込む方向でお願いしたい。引き続き、「ヤングケアラー」を盛り込んだ修正案について賛成の方の挙手を求める。 (全会一致で可決) |
| | 議案第2号 男女共同参画社会に関する企業意識調査(案)について、事務局より説明。 |
| 委員 | 1ページにある1の7について、「運輸・郵便業」と「卸業・小売業」は分けた方がいいのではないかと。 |
| 事務局 | ご指摘のとおり、修正させていただきます。 |
| 会長 | 12は「医療・福祉関係」と入れた方がいいのではないかと。 |
| 事務局 | ご指摘のとおり、修正させていただきます。 |
| 委員 | 企業倫理についての記載がないが、入れた方がいいのではないかと。 |

| | |
|-----|---|
| 会長 | 具体的にはどのようなことか。 |
| 委員 | 企業統括や秘密保持の在り方について、企業独自の規定を設けていると思う。それをやっていないためトラブルが起きていると聞く。アンケートにつきものと思うが、コンプライアンスに関して触れていない理由はあるか。 |
| 事務局 | コンプライアンスについては抜いているわけではない。男女共同参画意識調査の観点から、ハラスメントについての設問等があるので、そちらで意識付け周知という意味で設定している。 |
| 会長 | コンプライアンスという言葉は使ってはいないものの、具体的なハラスメントという内容を設けているということではよろしいか。8 ページの 7、SDGs について 17 のゴール、169 のターゲットがあるが、委員の中でご存じの方はいるか。 (3人挙手あり。) |
| 会長 | SDGs についての説明があってもいいかと思うがいかがか。資料を回覧するので、確認してほしい。問 23 は難しいと思うが議論にならなかったか。 |
| 事務局 | 企業意識調査のため、取り組んでいることを前提としており、入れておらず。注釈に入れて周知したい。 |
| 会長 | 参考資料として、ゴールごとにターゲットがあるとの説明があるといいと思う。 |
| 委員 | 問 6 で、「1 女性従業員が少ない (いない) から」との選択肢があるが、女性がいないと選べと言っても選べないので、非常にいいと思う。問 7 にもこの選択肢があった方がいいと思う。入れられる設問には入れてほしい。 |
| 会長 | 採決に入りたい。本案に賛成の方の挙手を求める。 (全会一致で可決) |

| | |
|-----|---|
| | その他 |
| 委員 | 資料の送付が遅く、検討する時間がなかった。いつ送ったか。 |
| 事務局 | 先週の木、金曜日に自宅へ届けた。 |
| 委員 | もう少し早く送ってほしい。また、文字をもっと大きくしてほしい。 |
| 委員 | 議案第 2 号は市内企業全社へ送付するのか。 |
| 事務局 | 市内の工業懇話会加入事業所宛となる。 |
| 委員 | 議案第 2 号、8 ページの間 23 について、SDGs は知っている。農業に従事しており、廃棄するものを再利用し、漬物をつくっている。何にでも SDGs は対応することがわかった。 |
| 閉会 | 12 時 00 分終了 |

【資料】

【報告第1号】

第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）令和3年度進捗状況一覧

令和2年度に続き、令和3年度の実績につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず実施方法の変更や、中止した事業があります。達成度に※印のある項目は、特にその影響を強く受けている事業です。

（令和元年度の進捗状況結果により3項目を廃止としたため、55・64・65は欠番）

基本目標：【I】一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

▶施策の方向性 1-1 家族を思いやる意識づくり

施策：広報活動の充実

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|---|-----------------------------------|---|-----|--|---|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 1 | 「男女共同参画の視点から公的広報の手引き」を活用した行政文書の作成 | 手引きを広報紙等作成の際に活用する。 | A | 広報紙及びお知らせ版（各月1回発行）の作成等には、性別による表現の差が生じないよう留意し作成及び発行した。 手引きに沿った広報紙等の作成ができた。 | 作成にあたっては、作成担当者の違いによる差異が出ないよう作成を行う必要がある。 継続実施 | 秘書課 |
| 2 | 男女共同参画広報紙「じょうそう」の発行や男女共同参画だよりの発行 | 女性団体じょうそう事業委員会の編集協力により、男女共同参画広報紙発行や男女共同参画だよりの発行を行う。 | A | 女性団体じょうそう事業委員会の編集協力のもと、男女共同参画広報紙じょうそうNo.12を発行し、全戸のほか、公共施設・工業懇話会・近隣市町へも配布を行った。共同参画だよりは2回発行の上、市ホームページに掲載した。 男女共同参画広報紙では、事業報告や市民の声を掲載し、市民の関心を引くような構成とした。また、共同参画だよりはオリンピックに係る内容を掲載することで、身近な話題と関連付けることを意識した。 | 興味関心を引き、かつ社会情勢に応じた情報発信をしていくため、効果的な内容や周知方法を見直す必要がある。 情報収集の上、広報紙及び男女共同参画だよりを発行し、更なる男女共同参画の推進を図る。 | 人権推進課 |
| 3 | 市ホームページ上における男女共同参画に関する情報の提供と更新 | 男女共同参画に関する講座や講演会、セミナー等の情報提供を行う。 | A | 市主催の男女共同参画講演会の開催のほか、国・県にて実施する講座等の情報をホームページに掲載し、広く周知を図った。市主催の講演会については、SNSや広報紙へ掲載の上全戸配布も行い、92名の視聴を得た。 新型コロナウイルス感染症対策のため、市主催の男女共同参画講演会はオンライン開催としたことにより、幅広い層からの視聴を得られた。 | 講演会をオンライン開催とする場合は、配信期間を設け、より多くの視聴を得られるようにする。 男性の家事・育児参画に関する講演会を開催。 | 人権推進課 |

施策：意識の啓発

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|---|----------------------------|---|-----|---|--|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 4 | | 市職員や市民への研修会を開催する。研修会、講演会、広報紙への掲載等市民にも積極的に意識の啓発に努める。 | A | 新型コロナウイルス感染症対策によりオンラインにて、市民を対象とする男女共同参画講演会及び市職員向けハラスメント研修を開催した。市民を対象とする男女共同参画講演会は92名、市職員向けハラスメント研修は107名の参加があった。 オンライン形式での開催としたため、市民対象の講演会は幅広い層からの参加が得られた。職員向け研修は、参加者数を限定する集合形式ではないため、107名の参加を得られた。 | 講演会をオンライン開催とする場合は、配信期間を設け、より多くの視聴を得られるようにする。 男性の家事・育児参画に関する講演会を開催。 | 人権推進課 |
| 5 | あらゆる機会を通じて男女共同参画の啓発 | 学校生活全般においてあらゆる機会を通じて家族を思いやる心の育成を図る。また、家庭環境に十分に配慮しながら道徳や学校行事の中で意識の高揚を図る。 | A | 学校生活における係活動や当番活動での役割分担等、道徳における家族愛の寛容、また運動会や文化祭等各種学校行事において男女の区別なく協働したり、保護者と共に学んだりした。 意識の高揚が図られた。 | 引き続き、進めていく。 今年度も、学校生活全般での意識の向上を図っていく。 | 指導課 |
| 6 | | 人権問題として啓発活動（イベント等で啓発用品を配布）を推進する。 | A | 啓発用品を配布 啓発用品の配布については、随時窓口や研修会等での配布をするなど、あらゆる機会を通じて配布を行った。 | 啓発用品の選定について、メッセージの伝わりやすさや実用性の判断。 人権推進課窓口、きぬふれあいセンターで啓発用品を配布。 | 人権推進課 |
| 7 | PTA総会等における保護者に対する男女共同参画の啓発 | 常総市PTA連絡協議会の中に、女性ネットワークを組織し、情報交換や研修会を実施する。 | C | 常総市PTA連絡協議会に女性ネットワークを組織し、委員会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、研修会を実施した。 ウェブ会議やオンデマンドを利用し、一定の活動は確保できた。 | 参加者の増加が課題である。 研修会および委員会を開催する。 | 生涯学習課 |
| 8 | DV（ドメスティック・バイオレンス）問題の周知 | 広報紙や男女共同参画だよりに等々でDVを正しく理解するための啓発を実施する。 | A | 共同参画だよりの発行により、DVの影響や相談先について周知を図った。また、女性に対する暴力をなくす運動の一環として、SNSやホームページ・お知らせ版に掲載の上、11月12日から25日まで地域交流センター豊田城を女性に対する暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンにちなみライトアップを実施した。 DV被害者の相談先の紹介や、DVに関する理解を広める取り組みをした。 | 広報や男女共同参画だよりの発行だけでなく、更に周知する方法を見直す。 ふるさとまつりにて、DVIに関する周知活動をする予定。 | 人権推進課 |
| 9 | DV防止啓発 | DV被害者を増加させないよう、高校生や市民、教職員を対象にしたデートDV防止講座の開催やパンフレット等を配布し啓発活動に努める。 | A | 水海道第二高等学校（2学年）及び石下紫峰高等学校（1学年）にて、デートDV防止啓発講座を開催。講義を行った上でパンフレットを配布した。 DV被害者だけでなく、加害者にもならないための自覚や意識を育むため啓発を行った。 | 更に理解を深めるため、ワークショップ形式による開催が有効ではあるが、学校の協力が必要不可欠。 市内3高校（水海道第一高等学校・水海道第二高等学校・石下紫峰高等学校）にてデートDV防止啓発講座を開催予定。石下紫峰高等学校にて初めてワークショップ形式を採用する。 | 人権推進課 |

| | | | | | | |
|----|-------------------------|-------------------------------------|---|---|---|-------|
| 10 | 人権相談や市民相談、福祉相談等の窓口の周知 | 下妻人権擁護委員協議会常総支部会主催で、人権相談事業を年4回実施する。 | B | 特設人権相談は新型コロナの影響で未開催。 人権擁護委員による特設人権相談を年4回（6月、9月、12月、2月）実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。そのため法務省が実施している「みんなの人権110番」へ電話相談を案内をした。 | 特設人権相談開催の際の万全な感染防止策が課題である。 特設人権相談を年4回（6月、9月、12月、2月）実施予定。新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきて6月3日は開催する事ができた。 | 人権推進課 |
| | | | A | 法律相談については、本庁舎では毎月1回、石下庁舎では奇数月に1回で合計18回を予定していたが、11月の石下庁舎での予約が全てキャンセルとなったため、17回の実施となる。法律相談件数は、予約139件/実績100件（内外国人住民4件） 相談については、予定通り開催することができた。相談の傾向としては、相続や金銭、離婚、近隣トラブルなど市民に身近な問題に関する相談が多かった。 | 新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて開催の判断をする。 継続実施 | |
| | | | A | 生活保護の相談を含め、相談者が必要とする支援について、関係機関と連携して相談対応を実施した。 それぞれの世帯が抱える問題が複雑化しているため、関係機関との連携は必須である。 | 福祉ニーズが複雑化しており、これまで同様、関係機関と連携を図りつつ、職員の資質向上を図ることが必要である。 引き続き関係機関と連携しながら、相談対応を実施していく。 | |
| | | | B | ・結婚相談会については、毎月第1、第3日曜日にふれあいサポーターによる結婚相談会を実施し、延べ24件の相談を行った。（令和3年8月、9月、令和4年2月、3月の相談会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） ・ふれあいパーティーについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる。 ふれあいサポート男女会員のアンバランスは、男女の意識と行動の差によるものと思われる。婚活を応援するには、多様な選択肢の中から出会いの機会を提供することであり、それには広域的な広がりが必要であると考え。 | 新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて開催の判断をする。 継続実施 | |
| 14 | 関係課及び関係機関との連携強化と相談体制の充実 | 法務局等と連携し、日常において、人権擁護委員による相談業務を実施する。 | B | 特設人権相談は新型コロナの影響で未開催。 人権擁護委員による特設人権相談を年4回（6月、9月、12月、2月）実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。そのため法務省が実施している「みんなの人権110番」へ電話相談を案内をした。 | 特設人権相談開催の際に万全な感染防止策が課題である。 特設人権相談を年4回（6月、9月、12月、2月）実施予定。新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきて6月3日は開催する事ができた。 | 人権推進課 |
| | | | A | 令和3年度も、新型コロナ感染症の感染拡大により5月の会議を中止とし、11回の開催となった。 要保護児童等への切れ目のない支援提供を図るため、要保護・要支援ケース及び見守り児童の進捗状況、支援内容の適否、課題点等についての情報・認識の共有と、各関係機関との役割確認や体制等の相互理解を深めながら、連携強化に努めた。 | 新型コロナ感染症予防対策に留意し、引き続き毎月開催する方向で進める。各関係機関との情報共有による連携強化を図り、要保護要支援児童への効果的な継続的支援に努める。 定期検討会は年9回、実務者会議は年3回、代表者会議は年1回開催を予定している。 | |
| 16 | 女性相談窓口の周知 | 月1回開設している女性相談窓口を周知する。 | A | 毎月第3火曜日のほか年3回、第3日曜日に相談日を設けている。周知については、市内公共機関32か所・民間施設30か所（医療機関・スーパー・ドラッグストア等）に事業紹介のポスターとカードの設置依頼をするとともに、市ホームページやお知らせ版、男女共同参画広報紙に掲載した。また、ホームページにて、ポスターの掲示協力事業者を募った。 女性の様々な悩みに対し、内容に応じて担当課と連携を図り問題の解決のため取り組みを行った。 | 季節により相談者数にばらつきがあるため、相談日を見直す。 引き続き周知を図り、問題の解決にあたる。 | 人権推進課 |

| 施策：学習機会の提供 | | | | | | |
|------------|-----------------------|---|-----|---|--|-------|
| 17 | 家庭教育学級等での「出前講座」の充実 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 17 | 家庭教育学級等での「出前講座」の充実 | 人権問題のひとつとして、男女平等の意識づくりに取り組みながら、充実を図る。 | A | 市内19の小中学校について家庭教育学級を開催し、人権をテーマとした学習を実施した。 コロナ禍であったが、市内全小中学校に対して人権教育が実施できた。 | 幼稚園児、保育園児の保護者が参加する家庭教育学級の開催など、未就学児家庭への対策が課題である。 市内19小中学校で家庭教育学級を開催する予定である。 | 生涯学習課 |
| | | | | 水海道第二高等学校（2学年）及び石下紫峰高等学校（1学年）にて、デートDV防止啓発講座を開催。講義を行った上でパンフレットを配布した。 DV被害者だけでなく、加害者にもならないための自覚や意識を育むため啓発を行った。 | 更に理解を深めるため、ワークショップ形式による開催が有効ではあるが、学校の協力が必要不可欠。 市内3高校（水海道第一高等学校・水海道第二高等学校・石下紫峰高等学校）にてデートDV防止啓発講座を開催予定。石下紫峰高等学校にて初めてワークショップ形式を採用する。 | |
| 18 | 学校関係者等を対象とした男女共同参画の啓発 | 若年層、教職員、保護者において、男女共同参画社会の正しい知識を学ぶ講座を開催する。 | A | SNSを利用し、市公式noteにて親子を対象とした男性向けクリスマスレシポを掲載した。 新型コロナウイルス感染症対策により、SNSの利点を活用した事業を行った。 | より広く周知するため方法の見直し。 男性の家事・育児参画を目的とした講演会を開催。 | 人権推進課 |

| | | | | | | |
|----|----------------------|----------------------------------|---|--|-------------------------|-------|
| 20 | 市民・市内事業者を対象とした講演会の実施 | 男女共同参画の意識改革を目的とした講演会を市民団体と協働で行う。 | A | 市公式YouTubeの限定録画配信を利用し「アンコンシャスバイアスとダイバーシティ」をテーマとする講演会を女性団体じょうそう事業委員会と共催し、92名の視聴を得た。 | オンライン開催時の市民団体との協働体制の確立。 | 人権推進課 |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン開催としたことにより、幅広い層からの視聴を得られた。 | 男性の家事・育児参画を目的とした講演会を開催。 | |

▶施策の方向性 1-2 地域で分かち合う意識づくり

施策：情報の収集と提供

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|----------------------|--|-----|---|---|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 21 | 男女共同参画関連図書の収集と企画展の実施 | 関連図書を図書館資料として所蔵する。また、特集コーナーを開設する。 | A | 男女共同参画週間がある6月には、関連図書を集めた特集コーナー（6月1日から30日）を展開、関連図書の収集については、男女共同参画に関する児童書及び一般書を購入した。上記の方法により、興味を持った人が増えて貸出も増えた。 | 今後も関連資料の収集と特集コーナーの展開を行う | 図書館 |
| | | | | 情報提供の有効な方法を取ったため達成度をAとした。 | 継続実施 | |
| 22 | 男女共同参画学習機会の情報提供 | 講演会等の情報は、ホームページ等に随時掲載する。 | A | 市主催の男女共同参画講演会の開催のほか、国・県にて実施する事業の情報をホームページへ掲載し、広く周知を図った。市主催の講演会については、広報紙へ掲載の上全戸配布も行った。 | 社会情勢に対応した情報発信をしていくため、幅広い情報収集をしていく。 | 人権推進課 |
| | | | | 講座に係ることだけでなく、法改正に関連する項目を含めた情報を提供した。 | 引き続き周知を図り、知識の普及や学習機会の提供を行う。 | |
| 23 | 市民意識の積極的な聴取と情報公開 | 計画策定期には、男女共同参画市民意識調査の実施と結果の公表をする。また、講座等の参加者からアンケートを実施する。 | B | 男女共同参画講演会視聴者にアンケート調査を実施した。 | アンケートへの回答率を上げるため、周知方法を見直す。 | 人権推進課 |
| | | | | ウェブの利用のみであり、回答率が伸びなかった。 | 令和5年度に第3次常総市男女共同参画計画の策定を予定。その基礎資料とする目的で、令和4年度に市民・事業所を対象とした意識調査を実施予定。回答は、郵送及びウェブとする。 | |

施策：学習及び成果発表機会の提供

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|--------------------------------|--------------------------|-----|-----------------------------------|------------------------------|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 24 | 地域住民との協働による地区公民館講座と地区公民館まつりの充実 | 地区公民館自主事業や公民館講座を実施する。 | B | コロナ禍であったが、13講座は開催できた。 | 周知方法が全戸配布であり、SNSも活用したい。 | 生涯学習課 |
| | | | | 新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できない講座もあった。 | 継続実施 | |
| 25 | 市民の声を活かした講座をつくるためのアンケートの実施 | 講座の申し込み時や終了時にアンケートを実施する。 | B | 講座申し込み時と終了後に意見や希望を聴取し、ニーズの把握に努めた。 | さまざまな種類の講座を開催し、ニーズを反映していきたい。 | 生涯学習課 |
| | | | | 来年度開催に際して、ニーズを反映していきたい。 | 継続実施 | |

施策：社会通念や習慣の見直し

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|----------------------------|--|-----|--|---|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 26 | 地域活動における固定的性別役割分担意識の解消 | 男女がともに地域で活躍できるよう、意識改革を図るための啓発をする。 | A | 講演会（テーマ：アンコンシャスバイアスとダイバーシティ）やSNSを活用した事業をとおして、固定的性別役割分担意識の払拭を図った。 | 有効な意識改革を図るため、事業内容を見直す。 | 人権推進課 |
| | | | | 集合形式での開催による講座の参加者数には限りがあるが、オンラインの利用により、より多くの人に向けた情報発信をすることができた。 | 講演会をとおして固定的性別役割分担意識の解消に向け啓発を行う。 | |
| 27 | 人権・同和問題講演会や研修会等を通じた人権意識の高揚 | 人権・同和問題に関する講演会を実施し、あらゆる人権問題に関する差別意識の解消に向けた啓発をする。 | C | 職員対象の人権・同和問題職員研修会を開催。市民対象の人権啓発講演会は中止。 | 会場開催の際には万全な感染防止策が課題である。 | 人権推進課 |
| | | | | 8月に市民を対象にした人権啓発講演会を地域交流センターで開催予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。令和3年7月6日に市職員を対象にした令和3年度人権・同和問題職員研修会を開催し、行政に携わる者として人権・同和問題を正しく理解し知識を深めた。 | 6月に市職員を対象にした令和4年度人権・同和問題職員研修会を開催した。8月に市民を対象にした人権啓発講演会を地域交流センターで開催予定であったが新型コロナウイルス感染拡大により年度内にオンラインで開催予定。 | |

▶施策の方向性 1-3 働く場で助け合う意識づくり

施策：情報の提供

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|-------------|---|-----|--|---|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 28 | 市内事業所への情報提供 | 市内事業所に国・県等で取り組む推進施策に係る情報を提供し、男女共同参画推進の啓発に努める。 | A | 県施策の案内の送付や、市ホームページ掲載により、工業懇話会等120社へ情報提供を行った。 | 社会情勢に対応した情報発信をしていくため、幅広い情報収集をし、関係機関へ周知していく。 | 人権推進課 |
| | | | | 関係課と連携を図り、情報提供を行った。 | 引き続き情報提供を行う。 | |

施策：働きやすい就労環境の整備

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|-----------------------------|------------------------------|-----|---|---|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 29 | 事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進 | 男女共同参画広報紙等を事業所に配布し、意識啓発に努める。 | A | 男女共同参画広報紙じょうそうを全戸及び工業懇話会等120社へ配布し、意識啓発に努めた。 | 社会情勢に対応した情報発信をしていくため、幅広い情報収集をし、関係機関へ周知していく。 | 人権推進課 |
| | | | | 関係課と連携を図り、情報提供を行った。 | 引き続き情報提供を行う。 | |
| 30 | 事業主及び労働者への仕事と家庭の両立に対する理解の促進 | 男女共同参画広報紙等を事業所に配布し、意識啓発に努める。 | A | 市内事業所へ広報紙、関連情報を配布し、啓発をおこなった。 | 広報紙以外にも市のホームページやSNSなどを活用し、意識啓発を促進する。 | 商工観光課 |
| | | | | 毎月市内事業者約100社に継続的に関連情報を送ることで啓発活動の推進ができた。 | 市内事業所への広報紙、関連情報の配布及びホームページやSNSなどを活用し、啓発をおこなう。 | |

| | | | | | | |
|-----------------|---------------------------------|--|-----|---|--|-------|
| 31 | 一般事業主行動計画の策定促進 | 事業所や関連団体等との連携を進め、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について、啓発や情報提供を行う。 | C | 県事業について、市ホームページに掲載し、情報提供を行った。 | 社会情勢に対応した情報発信をしていくため、幅広い情報収集をし、関係機関へ周知していく。 | 人権推進課 |
| | | | | 県における取組について周知を図ったが、市独自の情報を発信できるような体制づくりをしていく。 | 引き続き情報提供を行う。 | |
| 施策：働きやすい就労環境の整備 | | | | | | |
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 令和3年度実績に対する評価・分析 | 今後の課題 令和4年度事業予定 | 担当課 |
| 32 | 職員研修の開催 | 行政が市民への男女共同参画のモデルとなるよう、職員研修会を実施し、意識の向上を図る。 | A | 市職員を対象としたハラスメント研修をオンライン開催し、107名の参加があった。 | 開催方法や内容の見直し。 | 人権推進課 |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症対策により、オンライン開催とし、2週間の期間を設けたため、集合形式で予定していた以上の参加が得られた。 | 継続実施予定 | |
| 33 | 年齢・階級別に職員の研修会を開催し、意識と公務力の向上を図る。 | 年齢・階級別に職員の研修会を開催し、意識と公務力の向上を図る。 | A | 庁内新採研修及び公務力向上講座、後輩指導力研修など年齢・階級別に各研修を実施した。 | 人材育成の観点から次世代につなげる研修が必要である。 | 総務課 |
| | | | | 研修時期や期間において、タイトなスケジュールとなってしまった。次年度は、余裕をもって実施するよう努める。 | 年齢・階級別の職員研修を実施するとともに、意識付けと公務力の向上を図るよう、職員に周知徹底を行う。 | |
| 34 | 研修会等による育児・介護休業法の活用促進 | 新規採用職員研修会で制度の内容を説明し、知識の向上を図る。 | A | 4月初旬に開催した新採職員研修において実施した。 | 制度説明だけでなく、取得向上に向けた環境づくりが課題である。 | 総務課 |
| | | | | 新採研修以外においても、制度周知については、概ねできたと思われる。 | 引き続き、新規採用職員研修会を実施するとともに対象者に対して周知を図る。 | |
| 35 | 女性職員の管理職への積極的な登用 | 女性職員の係長登用を積極的にを行うとともに、ステップアップを徐々に進め、女性管理職の登用率を上げる。また、「常総市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げた登用率の目標値を上回るようにする。 | B | 令和3年4月1日付け人事異動で係長以上の女性職員を63名登用している。また、そのうち課長補佐以上の女性管理職は24名となっている。 | 子育て世代や介護等を理由に役付職を避ける傾向も見受けられる。多様な働き方の実現に向け職場環境の整備が必須課題である。 | 総務課 |
| | | | | 総合的に勘案すると、女性の登用率については、年齢構成や人事異動に伴う自己申告書等も踏まえ、毎年、向上するものではないので、組織体制や環境構築に努めながら向上に向け進めていくこととする。 | 「常総市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」の見直しを含め、計画に掲げた目標値を上回るよう、女性管理職の登用率向上に努める。 | |
| 36 | 女性職員の研修等への参加支援 | 茨城県自治研修所等に女性職員を積極的に受講させ、幅広い分野で活躍できる資格と能力の向上を図る。 | A | 「窓口クレーム研修」「タイムマネジメント研修」「メンター研修」「各種講師養成研修」等に研修生を指定し、派遣を行った。 | 研修を受講するだけでなく、業務に還元できるような人事適正配置検討が必要である。 | 総務課 |
| | | | | 令和3年度においては、上記計画に基づき、積極的に研修参加できたと思われる。 | 令和3年度に引き続き継続実施する。 | |
| 37 | 職員におけるワーク・ライフ・バランスの推進 | ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を職員個人が意識し、働きやすい環境となるよう啓発する。 | B | 有休・育児休暇・介護休暇等を取得しやすいように庁内システムにより周知を行った。また、1月には「常総市職員の勤務時間、休暇に関する規則」を改正し、新たに不妊治療休暇を新設した。休暇を取得する事で、仕事と私生活のバランスが取れ、メンタル面でのフォローに繋げる環境づくりを図った。 | 所属によって、休暇の取得がばらつきが見える。業務の見直しや割り振りなど誰もが取得しやすい職場環境の整備が必要である。 | 総務課 |
| | | | | 上記のとおり職員及び会計年度任用職員において、休暇制度の拡充案内を十分に周知できたと思われる。 | 令和3年度に引き続き、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、働きやすい職場環境の構築に努める。 | |

▶施策の方向性 1-4 教育の場で育ち合う意識づくり

施策：指導・支援体制の充実

| | | | | | | |
|----|-------------------------------------|---|-----|---|--|------|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 令和3年度実績に対する評価・分析 | 今後の課題 令和4年度事業予定 | 担当課 |
| 38 | 一人ひとりの個性を生かす保育生活、学校生活の推進 | 児童の成長に合わせた保育を実施する。 | A | 公立保育所においては、年齢ごとのクラス編成のほか、一部混合クラスを設け、保育を実施した。 | より児童の成長にあわせた保育の提供を目指すため、保育士の確保及び保育の質の向上に努める。 | こども課 |
| | | | | 5箇所の子ども園において、学齢ごとの各クラス担任同士が勉強会（情報交換会）を実施し、一人ひとりの個性を生かした保育に努めた。 | 引き続き、公立保育所においては、学齢ごとの各クラス担任同士で勉強会を実施していく。 | |
| 39 | | 学習指導形態（グループ・ペア学習）指導形態（IT・少人数指導）等の工夫をする。 | A | 各種訪問指導を通して、自分の考えを伝え合い、深め合えるようなグループ学習やペア学習の実践について指導・助言し、一人一人の個性を生かせるようにした。 | 引き続き、推進していく。 | 指導課 |
| | | | | 協働的な学習が進んでいる。 | 効果的な学習形態や指導形態の工夫を今後も実践できるようにしていく。 | |
| 40 | 男女共同参画を実践するための生活科、技術・家庭科、保健体育科授業の充実 | 家庭と仕事を両立できるように、男女共同参画社会の一員としての心を育む授業内容の工夫や教員同士の授業研修を行う。 | A | 生活科において、自分や家族など身近な人々のよさについての学習、家庭科において、男女を問わず活動できるようなグループの編成や活動計画の工夫、保健体育では、男女の心身の差について学んだ。 | 引き続き、推進していく。 | 指導課 |
| | | | | 自分や家族のよさ、男女の相互理解を深めた。 | 今年度も授業の中で取り組んでいくとともに、教員同士の授業研修を行っていく。 | |

| | | | | | | |
|----|-----------------------------|---|---|---|--------------|-----|
| 41 | 関係各課との連携による性教育及び思春期保健指導等の充実 | ゲスト・ティーチャーを活用して、保健師・栄養士が小中学校で思春期の性教育や食育を実施する。 | A | 養護教諭が保健体育の授業に参加し、性や思春期の特徴について指導を行った。また、栄養教諭が市内全ての小中学校を訪問し、学校における「食に関する指導」の充実を図った。 | 引き続き、進めていく。 | 指導課 |
| | | | | 学習内容への理解が深まった。 | 今年度も実施予定である。 | |

▶施策の方向性 1-5 国際的視野を身につける意識づくり

| 施策：国際交流・理解の促進 | | | | | | |
|---------------|-----------------------|--|-----|--|---|-----------|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | | |
| 42 | 市内在住外国人との交流会の実施 | 民間やボランティア団体による交流事業や日本語教室等を支援する。 | A | 常総市商工会青年部と市内在住のブラジル人及び中国人との意見交換会を実施し、コミュニケーションの取り方や相互の情報発信について意見交換会を実施。 | 前回・前々回と同じブラジル人の参加があった。いろいろな国籍の方々からいろいろな意見を聞くためには、多種多様な国籍の方との意見交換会が出来たらと考える。 | 市民と共に考える課 |
| | | | | 「定期的に意見交換会を行いたい」など交流に対し積極的な意見があった。また、ボランティア団体による日本語教室では、毎週火曜日に実施し、コロナ禍の現在は毎回1~3名の参加がある。「日本語を覚えて、普段から会話したい」などの意見があった。 | 市内団体と意見交換会を実施予定。 | |
| 43 | ALTを活用した学校における国際理解の促進 | 市内幼稚園・小中学校にALTを派遣し、外国人とのコミュニケーションを図り、国際理解を深めていく。 | A | 市内14小学校に6名、5中学校に5名のALTを計画配置。幼稚園にも月1回ALTが訪問。 | 継続して、ALT講師を配置できるようにする。 | 指導課 |
| | | | | 外国語活動、外国語科および英語科の授業を通じて、児童生徒が外国人講師とコミュニケーションしたり、学習を通じて多様な文化に出会えるようにした。幼稚園生も英語に触れる機会を提供した。 | ALT講師を計画的に配置し、活用の充実を図っていく。 | |

基本目標：【Ⅱ】いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

▶施策の方向性 2-1 家庭で進める環境づくり

| 施策：家事への参画促進 | | | | | | |
|-------------|---------------------|--|-----|--|--|-------|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | | |
| 44 | ごみ問題に取り組むための勉強会の実施 | 家庭内の環境意識の啓発活動として3R（リサイクル・リユース・リデュース）の促進と周知を図る。 | C | コロナのために、勉強会の実施はできなかったものの、市広報紙を通じて、ゴミ分別の取組や、生ごみ処理機購入費補助金の周知を行った。 | 生ごみ堆肥化事業及び生ごみ処理容器等購入費補助金の情報を含め、更なるごみの減量化に関する取組の周知を強化 | 生活環境課 |
| | | | | 家庭内のごみの減量化事業として、常総環境センターが行っている生ごみ堆肥化事業がある中、令和3年度は3世帯の申込があり、令和3年度末の参加総数は372世帯となっている。また、生ごみ処理容器等購入費補助金についても57件（前年度比20件増）の申請があった。 | 引き続き生ごみ堆肥化事業及び生ごみ処理容器等購入費補助金の実施 | |
| 45 | 男性の家事・育児を対象とした事業の実施 | 市内の団体等と協力し、子どもと男性保護者を対象とした講座等を開催し、男性の積極的な家事・育児参加を促す。 | A | 市公式noteに男性向けクリスマスレシピを掲載し、男性の家事育児参加を促した。 | 家事・育児への男性の積極的な参画の裾野を広げていくため、事業内容を見直す。 | 人権推進課 |
| | | | | 新型コロナウイルス感染症対策により、SNSを活用した事業を実施した。SNSの利点を生かした新しい試みにより、情報発信を行うことができた。 | 家事・育児への参画のきっかけとなるような講座を開催。 | |

施策：子育てへの参画促進

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|--------------------|---|-----|---|--|---------------------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | | |
| 46 | 子育てサークルの育成及び活動への充実 | 新生児訪問や乳幼児健診、また民間の子育てサークルも含めて各教室で子育て支援を行う。 | A | 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問：303件 乳児健診：14回、289人 12か月児健診：12回、261人 1歳6か月児健診：18回、279人 3歳児健診：18回、369人 のびのび子育て相談：157人 子育て支援アプリを導入し（電子母子手帳アプリ）、対象月の健診プッシュ通知や、定期的に子育て支援センター等のお知らせ、市の事業以外も活用できるよう支援を行った。 | 健診の受診率をコロナ禍以前まで戻し、子育て相談の場として引き続き維持していく。 | 保健推進課 |
| | | | | コロナ禍であり、訪問を希望しない家庭には電話相談で対応した。健診や子育て相談を実施する際は密を避けるため受付時間を区切つて実施し、保護者同士の交流の場として継続できた。 | アプリによるプッシュ通知のほか、欠席者への勧奨通知郵送等を行い、受診率の向上を図る。また、アプリを活用し、子育て支援センター情報など母子の交流の場の提供をPRしていく。 | |
| 47 | 子育て講演会の開催 | 更生保護女性会のメンバーと連携をとりながら、総合福祉センターの「おやこのひろば」を活用して支援を行う。 | D※ | 令和3年度の更生保護女性会のメンバーとの連携については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、更生保護女性会メンバーの手作り創作物をいただき、庁内キッズコーナーや子育て支援センター・児童厚生施設に設置するなど代替活動を行った。 | 新型コロナウイルス感染症の影響から、子育てサークルの育成や活動の充実が困難な状況であるため、代替事業を含めた事業実施を検討していく。 | こども課 |
| | | | | 直接的な関わり以外でも間接的に子育て世帯を支援することを会の中で検討し実施していただいた。 | 今年度も新型コロナウイルス感染症の状況下の中でできる子育て支援を検討し、実施していただく。 | |
| 48 | 子育て講演会の開催 | 「食育」の大切さを知ってもらうための講演会、「子育て支援」に関する講演会を実施する。 | C | 子育て支援センターにおける「食育」「子育て支援」等の講演会については、新型コロナウイルス感染症の状況により実施しなかったが、組数を限定した子育て支援事業により交流を行い、参加者の好評を得た。 | 子育て支援センターにおける「食育」、「子育て支援」等講演会については、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、令和4年度以降も継続して実施していく。 | こども課 (子育て支援センター) |
| | | | | 組数を限定したことで、参加者同士の関係が深くなり、保育士を含めた関わりの中で、各々の悩みなどをじっくり共有し、話をする事ができた。 | 年間の予定を立てながら、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、進めていく。 | |

| | | | | | | |
|-------------|------------------------|--|-----|---|--|-------|
| 49 | 保護者を対象とした子育て相談の充実 | 就学指導の一環として、児童デイサービスセンターと協力した子育て相談業務を実施する。 | A | 次年度小学校への入学を控え、学校での生活や学習に不安を感じている保護者との就学相談を随時行った。 個のニーズに応じた就学ができるよう情報提供や就学支援ができた。 | 継続して行っていく。 今後も児童デイサービスと連携し、就学相談の機会を確実に確保していく。 | 指導課 |
| | 50 | 託児付き講座・教室の実施 | B | 講座開催時には、託児希望に対応できるよう計画し開催した。 引き続き、託児希望に対応していきたい。 | 様々な世代が参加しやすい講座を開催したい。 継続実施 | 生涯学習課 |
| 施策：介護への参画促進 | | | | | | |
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 令和3年度実績に対する評価・分析 | 今後の課題 令和4年度事業予定 | 担当課 |
| 51 | 男女で参加できる介護教室の充実 | 市内の介護保険事業所及び医療機関に委託し、介護技術や介護者の健康維持のために家族介護教室を開催する。 | E※ | 新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止 新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止 | 感染症の影響もあり、実施方法について検討していく。 継続実施 | 幸せ長寿課 |
| 52 | 介護家族ネットワークの育成及び活動への支援 | 在宅で介護している家族を支援するため、介護者間で交流できる事業を実施するとともに地域包括支援センター等窓口相談や通報への対応を行う。 | A | 【認知症総合支援事業】 ◆認知症初期集中支援チームの活動2回実施。 ◆もの忘れチェック体験事業 ・アルツハイマー型認知症の恐れがあるかをチェックできる「もの忘れプログラム」を概ね65歳以上の方387名に実施。またもの忘れに不安を持つ希望者には相談対応を行った。 ◆認知症交流カフェ ・新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止。代替事業を実施する予定であったが、感染症の影響で中止。 【地域包括支援センターで対応した虐待に関する相談】 ◆相談延件数：146件 ※前年度からの継続含む ◆令和3年度の新規相談件数：10件 ◆新規相談の相談者内訳 ・警察官：5件 ・地域住民：3件 ・介護サービス事業者：2件 | 認知症カフェについては、飲食を伴うことから、今後、実施方法について検討していく。 認知症の介護は、介護者の負担が大きいく、時には虐待の引き金となってしまいうこともある。認知症の方や認知症を介護されている方を支援するために、認知症初期集中支援チームの活動や認知症やもの忘れの心配のある方の相談するきっかけづくりに取り組んでいく。 高齢者虐待については、認知症や精神障害がある高齢者の介護にあたる養護者（家族）の介護負担が原因となっている場合があるため、介護負担軽減を目的とし、相談窓口の更なる周知を行う必要がある。 | 幸せ長寿課 |
| 53 | 介護ヘルパーの育成及び男性ヘルパー活用の促進 | ホームヘルパー研修受講支援事業において、介護職員初任者研修受講者への受講費用の一部を助成する。 | C | 申請者0名 問い合わせはあったが、申請される方はいなかった。 | 周知方法を検討し受講者を募集する必要がある。 継続実施 | 幸せ長寿課 |

▶施策の方向性 2-2 地域で進める環境づくり

施策：人材の育成と活用

| | | | | | | |
|----|------------------------------|------------------------------------|-----|---|--|----------|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 令和3年度実績に対する評価・分析 | 今後の課題 令和4年度事業予定 | 担当課 |
| 54 | リーダーの育成 | 女性人材育成につながる講座への参加を支援する。 | C | 県主催の研修について、市ホームページや窓口に周知を図った。 コロナ禍により講座の開催が減少したが、働く女性を支援する講座や研修等の案内を行った。 | より一層の啓発を図るため周知方法の見直し。 引き続き情報提供をし、参加支援をする。 | 人権推進課 |
| 56 | あらゆる分野における女性の人材発掘及びリストの作成と活用 | 有資格者リストを作成し、配置等に活用する。 | A | 資格・免許等のリストは、随時更新し、異動の際、活用している。 令和3年度においては、概ね活用できたと思われる。 | 男女問わないが、福祉専門職の確保が重要課題である。 令和3年度に引き続き、有資格者リストを活用しながら人事配置に努める。 | 総務課 |
| 57 | さまざまな分野のボランティア講師を募集し、活用する。 | | B | ボランティアとして現在248人の登録があり、（延べ）30人程度の活用が図られた。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から講座が中止になり、活用できない事業もあった。 引き続き、ボランティア協力を続けていきたい。 | ボランティアの増員を図りたい。 継続実施 | 生涯学習課 |
| 58 | 農業分野におけるリーダー育成 | 女性農業委員等農業における女性リーダーの育成及び活動への支援をする。 | A | いばらき農業委員会女性協議会や現地視察研修、女性の農業委員会活動推進シンポジウムへ参加し、他市町村との情報共有を行った。 開催された協議会及び研修会等に参加し、他市町村の女性農業委員と情報共有できた。 | 1人でも多くの農業における女性リーダーを育成するため、女性委員の確保対策が必要と考える。 任期満了に伴う委員改選において、女性農業委員の確保に向け、関係機関や市の広報紙等で女性参加の呼びかけを実施する。 | 農業委員会事務局 |

施策：活動の機会提供と促進

| | | | | | | |
|----|--------------------|----------------------|-----|---|---|-------|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 令和3年度実績に対する評価・分析 | 今後の課題 令和4年度事業予定 | 担当課 |
| 59 | 各種審議会・委員会への女性登用の促進 | 女性登用率を上げるために啓発活動をする。 | C | 地方自治法第180条の5及び同法第202条の3に基づく委員会・審議会等について登用状況を調査し、市ホームページに掲載の上、女性登用に関する意識向上に努めた。 女性登用率の低い審議会等には、担当課へ働きかけた。 | あて職にて依頼している審議会等が多く、女性の登用が困難なケースがある。 先進的取組事例の紹介等、情報提供を行う。 | 人権推進課 |

| | | | | | | |
|----|-----------------------------|---|-----|--|---|---------|
| 60 | 市政懇談会における女性の参画促進 | 女性団体じょうそう事業委員会との市政懇談会を実施する。 | D ※ | 実施を検討したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できなかった。R3. 4. 16豊田地区市政懇談会においては女性1名の参加があった。 (市政懇談会、R3年度は豊田地区の1回のみ実施) | 実施にあたっては会場が密になることが課題として挙げられる。新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつリモートでの開催等を含め、感染症対策を徹底したうえで実施を検討する必要がある。 | 秘書課 |
| 61 | | 市主催の研修会や学習会、また、県や近隣市町村主催の講演会等に積極的に参加し、自主的な運営ができるように継続して支援する。 | A | 新型コロナウイルス感染症対策により、中止せざるをえない事業があった。男女共同参画講演会は女性団体じょうそう事業委員会と共催し、参加依頼した。 新型コロナウイルス感染症対策により、SNSを活用した事業を実施した。SNSの利点を生かした新しい試みにより、情報発信を行うことができた。 | 継続実施。 自主的な運営には時間を要する。 事業をとおして、引き続き女性団体の支援をしていく。 | 人権推進課 |
| 62 | | 交通安全母の会の活動を支援をする。 | B | 毎月1日の立哨、交通安全運動期間の立哨活動を実施した。 総会開催時に常総警察による交通安全講和を行い、会員の意識の向上を図った。 常総警察、交通安全協会と協力し、小学校で交通安全教室を開催した。 高齢者世帯訪問、事業所訪問を行い交通安全意識の向上を図った。 コロナ禍により、従来の活動方法からの変更を余儀なくされたり、活動に制限がかかることがあった。そのため活動実績は従前の7割程度に留まる。 | コロナ感染対策を踏まえたうえで活動を充実させること。 子どもの登下校時の立哨活動、交通安全啓発活動、高齢者世帯訪問 | 生活環境課 |
| 63 | 女性団体の育成及び団体間交流への支援 | 地域女性団体連絡会の活動支援をする。 | B | 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたが、地域女性団体連絡会の開催する各種行事に参加・協力し、団体交流の支援を行った。 新型コロナウイルス感染拡大の影響を見ながら、各種行事開催を検討していく。 | 次の世代の参画を促していきたい。 継続実施 | 生涯学習課 |
| 66 | | 日赤奉仕団・戦没者遺族会女性部に対する研修や事業実施の協力をする。 | A | 日赤奉仕団に対し、研修会の開催協力(年1回)を行った。 コロナウイルス感染症対策を取りながら、実施した。 | 少しずつ活動を増やせるように協力していく。 継続実施。 | 社会福祉課 |
| 67 | | 生活改善グループ連絡協議会への協力と支援を行う。 | B | 水海道生活改善グループ連絡協議会は、公民館において食事作り講習会などで会員の交流を行った。 石下生活改善グループは、結城農業改良普及センターの指導によるパソコン講習等の勉強会や、販売用の味噌づくりなどを定期的に行っている。また、石下直売所では、12月に「お客様感謝デー」を開催して、売り上げの一部を奨学資金貸与基金として、市に寄付を行った。 コロナ禍で活動が制限される中、感染症対策に対処しながら、講習会、勉強会並びにイベントなど実施することができた。 | 水海道生活改善グループ連絡協議会及び石下生活改善グループのどちらも、メンバーが高齢であるため後継者(会員)の加入や育成が必要である。 例年実施している事業に加えて、各種イベント等にも積極的に参加したい。 | 農政課 |
| 68 | 女性消防団員の入団促進 | 女性団員は火災予防・応急手当・地域交流・消防団活動の普及啓発を主に期待され、各種イベントへの参加や火災予防パレードを行うほか、児童クラブ・幼稚園・保育所に訪問しての火災予防啓発や一般住宅へ訪問し住宅用火災警報器の推進を行う。 また、災害時には避難所において災害弱者等の対応を行う。 この活動の中で必要性をPRし、入団促進に努める。 | C | 秋季全国火災予防運動期間に火災予防パレードを実施し、市民へ防火思想の啓発を行った。 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ほとんどの行事が中止になってしまったが、火災予防パレードの実施で、多くの市民に防火思想の啓発や広報活動が行えた。 | 引き続き、積極的に女性消防団員の活動及び必要性をPRし、入団促進に努め、女性の割合を増やしていく。 ・普通救命講習会の開催 ・ふるさとまつり、火災予防パレード等のイベント参加によるPR活動 ・避難所開設訓練の実施 | 防災危機管理課 |
| 69 | 各種まつり・イベント事業への男女の参画促進 | 各種イベントに女性団体の参加を積極的に働きかけ、女性の意見を尊重したイベントを推進する。 | E ※ | コロナ禍における、すべてのまつり・イベント関連において、延期及び中止となり、本年度においては、推進することができなかった。 集客形式の開催は、やむを得ず中止せざるを得なかった。 | コロナ禍が収束していくことを願い、まつり・イベントが再開されれば、目的を推進したいと考えている。 常総千姫まつりの開催に伴う千姫を中心とした女性主体の時代衣装を着た行列の実施 | 商工観光課 |
| 70 | 生涯学習講座におけるボランティア講師の育成と活用の促進 | 生涯学習を通して結成された自主サークルの中から、講座の講師を募集し、講師として活用を促進する。 | B | 生涯学習を通して結成された自主サークルの中からの申し込みはなかったが、常時、講座の講師を募集し、講師としての活用を図った。 引き続き、講師の募集を続けていきたい。 | 新たなサークルの活動を発掘していきたい。 継続実施 | 生涯学習課 |

▶施策の方向性 2-3 働く場を進める環境づくり

施策：多様な働き方への支援

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|-----------|-------------------------------------|-----|---|--|-----|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 71 | 家族経営協定の推進 | 農業経営が次世代に継承されるよう家族経営協定を締結することを推進する。 | B | 家族経営協定の手続きを適切に進め、4組の締結(内男性8名、女性4名)を行った。 家族内の経営において個人の適正な役割を明確にすることで、責任をもって農作業に取り組めるようになった。 | 締結された内容が実行されているか、また、経営と家族の状況の変化など、随時協定を見直すことが必要である。 引き続き、農業を従事する女性が一人でも多く、家族経営協定を締結して次世代に継承できるよう推進する。 | 農政課 |

| | | | | | | |
|-----------------|-------------------------------|--|-----|--|---|-------|
| 72 | 経営能力向上研修会の実施等商工会女性部活動への支援 | 講習会や講演会等の開催による支援をする。 | A | 常総市商工会に、活動支援補助金を交付した。 活動支援補助金の交付は商工会女性部の事業財源となっており、事業推進に不可欠なものであり貢献度が高い。 | 講習会や講演会等実施の際に広報など連携をしていく。 常総市商工会に、活動支援補助金を交付するとともに、講習会や講演会実施の際は広報を連携して行う。 | 商工観光課 |
| 施策：女性が活躍できる環境整備 | | | | | | |
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 令和3年度実績に対する評価・分析 | 今後の課題 令和4年度事業予定 | 担当課 |
| 73 | 保育内容の充実 | 未満児保育・延長保育・一時保育・学童保育等多様な保育施策を充実させる。 | A | 早期・延長保育などを実施し、また児童クラブにおいては、全ての小学校に通う児童に対応できる体制を図った。 多様な働き方に対応できるよう、受入体制を確保した。 | 市全体の適正配置を踏まえながら、施設の整備を進めていく。 引き続き、未満児保育・延長保育・一時保育・学童保育などを行っていく。 | こども課 |
| 74 | 就職活動のための保育の実施 | 求職活動に専念できるよう支援する。 | A | 求職活動の方にも保育の提供を行った。 求職活動の認定では期間の制限があるものの、保育の提供を行うことで、就労への支援を図ることが出来た。 | 求職活動は保育の認定事由になっているので、継続していく。 引き続き、求職活動及び事業の開設準備をする方にも保育の提供を行っていく。 | こども課 |
| 75 | ワーク・ライフ・バランスの促進 | 事業所に対し、先進的取組事例等の紹介・情報提供をすることにより、働きやすい職場環境づくりの意識高揚を促進する。 | C | 市ホームページにて、先進事例を紹介する各省庁へのリンクを掲載の上周知を図った。 他市町村等の講演会や研修会に参加し、情報発信の材料とした。 | 国や県の先進事例を紹介するばかりでなく、地域に見合う情報提供をするため、創意工夫していく必要がある。 ホームページや共同参画だよりをとおして、ワークライフバランスに関する情報提供を図っていく予定。 | 人権推進課 |
| 76 | 女性が働きやすい就労環境の整備の啓発 | 職場におけるセクシャル・ハラスメント防止や女性の健康管理対策の推進、育児休業や長時間労働の見直し等、法律や指針の周知を図り、女性が働きやすい就労環境の整備の啓発に努める。 | C | 市内事業所120社へ、県女性リーダー登用に係る案内を送付の上、周知を図った。また、女性活躍推進アドバイザーの派遣や研修等の案内について、市ホームページに掲載し、啓発した。 他市町村等の講演会や研修会に参加し、情報発信の材料とした。 | 国や県の先進事例を紹介するばかりでなく、地域に見合う情報提供をするため、創意工夫していく必要がある。 法改正等情報を適時周知していく。 | 人権推進課 |
| 77 | 事業所向けの啓発活動の推進 | 事業所との協働による男女共同参画を推進する環境づくりを進めるため、市内事業所を対象に男女共同参画に関する情報提供や仕事と家庭の両立支援、イクボス等をテーマとする講座を開催する。 | B | 市内事業所120社へ、男女共同参画講演会の案内や広報紙の配布をとおして、男女共同参画に関する情報提供を図った。 地域に見合う情報提供をするため、創意工夫していく必要がある。 | 新型コロナウイルス感染症対策により、講座の開催が困難である。 第3次常総市男女共同参画計画の策定に向け、事業所の要望を確認するためアンケートを実施予定。 | 人権推進課 |
| 78 | 性別にとらわれない採用、研修、配置、昇進等の人事管理の推進 | 適材適所の人事配置等、働き手の能力開発に効果的な人事異動の実施に努め、女性の登用拡大を推進する。 | A | 令和3年4月1日付け人事異動では、昇格者49名のうち約14%の7名が女性であった。また、新規採用者8名のうち3名が女性となっており、性別にとらわれない採用ができた。引き続き、女性が活躍できる職場環境を整えていく。 令和3年度においては、概ね活用できたと思われる。 | 住民ニーズ・個人のライフスタイルの多様化という現状に対し、その能力を最大限に発揮できるように適正人事配置が必要である。 令和3年度に引き続き継続実施する。 | 総務課 |

▶施策の方向性 2-4 教育の場で進める環境づくり

施策：保育・教育内容の充実

| | | | | | | |
|----|-----------------------|---|-----|---|--|-----|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 令和3年度実績に対する評価・分析 | 今後の課題 令和4年度事業予定 | 担当課 |
| 79 | 性別にとらわれない進路指導の充実 | 児童生徒が性別にとらわれず、個性を活かして主体的に生き方を選択し、自立して生きることのできるよう進路指導の充実に努める。 | A | 職業調べの際に、自分の個性を活かした選択や性別にとらわれない選択ができるように進路指導を行った。また、キャリア教育の指導の中で、性差の固定観念にとらわれないよう指導を行った。 個に応じた進路指導ができた。 | 継続して推進していく。 今年度も継続して児童生徒一人一人の将来の目標の実現のための進路指導を行うとともに、キャリアパスポートの確実な引継ぎをしていく。 | 指導課 |
| 80 | あらゆる機会を通じた男女共同参画学習の充実 | 学校生活における様々な場面において、常に男女平等の意識づくりとお互いに協力し合う心の育成を念頭において指導に当たる。 | A | 教育活動全体を通じて、男女平等を意識した指導を行った。特に技術・家庭科においては、教材を通して料理・裁縫技能の習得やお互いに協力し合う心の育成に努めた。 男女平等の意識は、浸透している。 | 今後も推進していく。 引き続き取り組んでいく。 | 指導課 |
| 81 | 生徒集会を活用した人権尊重の意識啓発の充実 | 小中学校において実施している集会活動の中で「なかよし集会」「国際交流集会」「お年寄りとの交流集会」等で、児童生徒の人権意識の啓発に努める。 | A | 各小中学校において、集会活動の行い方を工夫して実施し、人権意識の啓発に努めることができた。異学年交流では、学年、性別を問わず交流を深めたり、国際交流集会では、様々な国々の文化について交流を深めることができた。 人権意識の啓発が図られている。 | 学校によって取り組みの差がある。 オンラインでの集会など、行い方を工夫して実施していく。 | 指導課 |

| 施策：学校生活の充実 | | | | | | |
|------------|-------------------------------------|--|-----|---|-----------------------|-----|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | | |
| 82 | 男女がお互いの性を尊重し、共同参画できる生徒会活動や学校行事等への支援 | 県のハートいっぱい運動や、さわやかマナーアップ運動により、男女が協力し合う生徒会活動の充実に努め、「あいさつ運動」や「ボランティア活動」等への支援に努める。 | A | 各学校において、学年や男女関係なく、参加者全員が協力し合い、「あいさつ運動」や「ボランティア活動」を展開した。 | 引き続き取り組んでいく。 | 指導課 |
| | | | | 男女が協力し合う雰囲気ができている。 | 生徒が主体的に取り組めるよう推進していく。 | |

▶施策の方向性 2-5 国際社会で進める環境づくり

| 施策：国際社会としての整備 | | | | | | |
|---------------|----------------------------|--|-----|--|---|-----------|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | | |
| 83 | 外国人のための生活相談事業の充実 | 一般相談として、国籍に関係なく相談を受け対応する。 | A | 「外国人総合案内」を令和2年度より設置している。法律相談については、国籍に関係なく相談者が日本語を話せる又は、通訳が同行する場合には相談を受け付けている。令和3年度法律相談件数…予約4件/実績4件 | 外国人住民に対する円滑な情報提供支援 | 市民課 |
| | | | | 窓口等における外国語の案内等は、ポルトガル語の通訳による対応だけでなく、多言語映像通訳サービス『みえる通訳』タブレット等の利用により外国人住民への生活にかかわる情報提供に非常に有効であった。 | 継続実施 | |
| 84 | 外国人の方が安心して暮らせるための相談の充実を図る。 | 外国人の方が安心して暮らせるための相談の充実を図る。 | B | コロナ禍における緊急事態やまん延防止などの行政情報をやさしい日本語・英語・ポルトガル語の3言語にて速やかに発信したほか、コロナ禍における各種相談窓口をホームページで情報発信した。また、茨城県国際交流協会主催の無料生活相談など広報紙やHPなどで幅広く情報を提供した。 | 日常生活やゴミ・教育・保険・福祉・税金・防災など記載している「外国人のための生活ガイドブック」の活用促進を強化するため、ホームページのほかSNSやイベント時にはQRコード記載のチラシ配布など情報発信を行う。また、コロナ禍における情報を迅速に提供する。 | 市民と共に考える課 |
| | | | | 全ての外国人に情報が伝わっているのかは疑問が残る。また、上記の3言語以外での情報発信については今後の検討が必要である。市主催の無料相談など、案内も可能かと思う。 | 前年度同様の情報発信の他、他部署との連携を通じて情報を発信する。 | |
| 85 | 外国人児童生徒のための学習支援の充実 | 外国人児童生徒が多い小中学校に、外国人児童生徒支援員を配置し、授業の支援及び、外国人保護者と学校の間で通訳・翻訳業務を行う。 | B | 外国人児童生徒支援員8名を、外国籍の在籍者が多い水海道小学校(2名)、水海道中学校(1名)、岡田小学校(2名)、飯沼小学校(1名)、石下西中学校(1名)、にじいろ幼稚園(1名)に配置。ポルトガル語とタガログ語による言語支援を行った。 | 保護者と連絡を取るのに困っているという意見があり、勤務時間を増やしてほしいと要望されている。しかし、適任者がいない。 | 指導課 |
| | | | | 大変助けになっているので、もっと拡充してほしいとの要望があった。 | 支援の拡大を図りたい。 | |

基本目標：【Ⅲ】お互いに支えあうための土台づくり

▶施策の方向性 3-1 健やかなこころからだを保つ土台づくり

| 施策：健康づくり・管理への支援 | | | | | | |
|-----------------|-------------------|---|-----|--|--|----------------|
| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | | |
| 86 | 各年代にあわせた各種健康診査の充実 | 39歳以下の市民を対象に成人病検診を実施し、若年層からの生活習慣病の予防・早期発見を図る。がん検診は、市民が受診しやすい検診体制を図り、集団検診の他に委託医療機関での個別検診を実施する。 | A | 19~39歳の若年層を対象に集団検診実施日に合わせハガキによる受診勧奨を実施、計1,864通の勧奨ハガキを送付した。検診受診者266名のうち、医療機関の受診や保健指導が必要とされた者は35名だった。対象者35名については、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施し、指導後アンケート調査では面接実施者19名のうち18名が生活習慣を改善しようと考えていると回答した。 | 引き続き若い世代の定期的な検診受診や、健康意識の向上を図るため、Web予約システムの周知拡大やLINEの活用など若い世代が受診しやすい環境整備や受診勧奨を継続していく必要がある。 | 保健推進課 |
| | | | | 若い世代を対象とした受診勧奨を継続し、検診受診者数は昨年の実績を上回ったものの、引き続き若い世代の検診受診率の向上が望まれる。 | 引き続き若い世代への受診勧奨強化など事業の拡充を図っていく。 | |
| 87 | 各年代にあわせた各種健康診査の充実 | 国民健康保険加入者で30歳以上の人間ドック・脳ドック検診受診者の費用補助及び40歳以上の特定健康診査・後期高齢者医療制度健康診査を実施、健診結果により特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの重症化予防に努める。 | A | 人間ドック・脳ドック検診費用助成、特定健康診査等事業を実施した。 | ドック助成者数、特定健診受診者数ともに前年度より増加したものの、特定健診受診率は、県、同規模他市と比べ低い傾向にある。引き続き受診者数増加のための取り組みを継続していく必要がある。 | 健康保険課 保健推進課 |
| | | | | 人間ドック助成(国保)857人×20,000円(後期)131人×20,000円 脳ドック助成(国保)78人×30,000円(後期)23人×30,000円 計22,790,000円 (国保) 特定健診受診者数 2,877人(集団2,701人 医療機関176人) 特定保健指導実施者数 264人(実人数) (後期) 後期高齢者健診受診者数 852人 特定健診受診率は、コロナ禍により大きく低下した令和2年度からは回復傾向にあるものの、コロナ以前の水準には届いていない。 | 引き続き事業の拡充を図っていく。 | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------------|--|---|--|---|-------|
| 88 | 関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実 | 各種健康教室、相談及び講演会を開催し、健康に関する正しい知識の普及・啓発を図る。 | A | 健康教室は延べ18回開催し、228人が参加。講演会は2回開催し、54名が参加した。健康相談は、定期、定期外、健診結果事後指導、要精密検査者への電話相談を含め、延べ473回 515名に対して行った。 | 引き続きコロナ感染状況に応じ、感染対策を徹底しながら教室や相談を継続するとともに、オンライン等コロナ禍においても実施可能な教室の形態についても検討していく必要がある。 | 保健推進課 |
| 89 | 関係機関との連携による健康相談や健康事業の充実 | 各種スポーツ大会及び教室を開催し、事業の充実を図る。 | B | 【スポーツ推進・普及教室】 ・ジュニアハンドボール 教室（前期 実施回数：7回 参加者数：30名）（後期 実施回数：8回 参加者数：40名） ・レディースゴルフ教室（実施回数：6回 参加者数：13名） ・ジュニアゴルフ教室 実施回数：5回 参加者数：7名 ・ジュニアバドミントン教室 実施回数：7回 参加者数：19名 ・卓球教室 実施回数：7回 参加者数：20名 ※柔道教室（前・後期）については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。 【健康増進事業】 ・健康水泳教室 実施回数：27回 参加人数：541名（延べ） ・アクアビクス教室 実施回数：10回 参加人数：18名 ・立腰体操教室 実施回数：8回 参加人数：11名 ・太極拳教室 実施回数：15回 参加人数：23名 ・シェイプアップ教室 実施回数：10回 参加人数：23名 | 参加者増を図っていく。 | 生涯学習課 |
| 90 | 市民歩く会やグラウンドゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。 | 市民歩く会やグラウンドゴルフ大会等、健康づくり事業の推進を図る。 | B | ・常総市民歩く会 実施回数1回 参加者68名 ・グラウンドゴルフ大会 実施回数1回 参加者131名 新型コロナウイルス感染症対策をして、上記の事業を実施できた。 | 参加者の減少がみられるため、増加を図っていききたい。 | 生涯学習課 |
| 91 | | | B | グラウンドゴルフ大会、歩く会は生涯学習課にて開催。 コロナ禍により一部事業を中止、縮小した。 | 引き続きコロナ感染状況に応じ、感染対策を徹底しながら事業の拡充を図る。 | 保健推進課 |

施策：性と命が尊重される環境整備

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|---------------------------------------|---|-----|--|--|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 92 | 人権尊重教育における性の大切さを意識する教職員研修会の実施 | 学校人権教育の一環として、各小中学校において、校内研修を充実するとともに市人権教育研修会への全職員参加や各種研修会・講演会の参加報告等、職員の人権意識の高揚に努める。 | A | 人権教育県教育委員会訪問研修会を11月に実施、各学校へ人権教育に関する資料を提供することで研修に生かすようにした。また、人権感覚チェックリストによる人権教育の意識の高揚を図った。 校内研修や講演会などを通して、意識の高揚が図られた。 | 効率のよい研修の在り方。 引き続き、校内研修の充実や市人権研修会の参加を呼びかけていく。 | 指導課 |
| 93 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解の促進 | 乳幼児訪問や健診・相談の際、家族計画を含めた女性の妊娠・出産・育児を支援する。また、早期教育の観点から、思春期学習を含め、指導課と連携を保ちながら検討する。 | B | 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問：303件 乳児健診：14回、289人 12か月児健診：12回、261人 1歳6か月児健診：18回、279人 3歳児健診：18回、369人 乳幼児訪問や健診の際、家族計画を含めた支援を行った。 特に育児能力が十分でない若年妊産婦等には、訪問の際に家族計画及び避妊について詳しく説明した。 中学生対象の思春期学習は、これまで集団教育（講話）や乳児との触れ合いを実施してきたが、今年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から実施を見合わせた。 | 若年者以外にも、親としての自覚や育児能力が不十分なまま出産に至るケースが増加傾向にあるため、家族計画のほか、安心して出産・育児に望めるよう支援する。 プレパパママ教室や妊娠期からの面談・訪問を通して、妊娠・出産・育児について支援を継続する。 思春期学習については、コロナ感染状況に対応しながらオンライン事業などを活用しながら実施していけるように、指導課と連携していく。 | 保健推進課 |
| 94 | DV被害者支援体制の構築 | DV被害者を支援できる人材を育成するための研修会への案内や参加を促し、地域での支援活動を広げる。 | B | 民生委員に向け、DV被害者支援に関する資料を作成の上配布を行い、支援の際に活用を依頼した。 新型コロナウイルス感染症対策により、研修会の中止が相次いだため、資料の配布により情報提供を行った。 | DV被害者支援は十分な配慮と支援が必要である。支援については、被害者だけでなく、市民に対する周知も図り、周囲の人からも情報提供ができる環境づくりに取り組む。 研修会の開催が可能な場合は情報提供を図り、支援活動につなげていく。 | 人権推進課 |

▶施策の方向性 3-2 すべての人が安らかに暮らせる土台づくり

施策：子どもへの支援

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|----|---------------|---------------------------------|-----|---|--|------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 95 | ひとり親家庭への支援の充実 | 母子寡婦協議会への支援及び母子・父子家庭の集い事業を支援する。 | C | 新型コロナウイルス感染症防止のため、規模の大きなイベント・事業が中止となったが、実施したイベントについては、時間や内容を変更し、感染対策を徹底した上で開催した。 実施できたイベントでは子ども同士、親同士、親子の関わりが持て、制限のある中ではあったが、参加者からは好評であった。 | 新型コロナウイルス感染症が落ち着きを取り戻しつつあるため、令和4年度については感染対策を十分に行い徐々に参加者を増やしながら、ひとり親への支援を充実させていく。 年間の計画を立て、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮したうえで、できる範囲の中で実施していく。 | こども課 |

| | | | | | | |
|-----|---------------------------|--|----|---|---|-------|
| 96 | 子どもと大人及び障がいのある方全ての交流活動の充実 | 地域で暮らす子どもや高齢者、主婦、障がいのある方等の交流を図り、困ったことがあれば助け合い、「ひとりぼっちを作らない」を実践する交流会の活動を支援する。 | C | 障がいの有無に関わらず、地域住民との交流の機会や場所を提供する事業を実施している団体に対して、補助金の交付（21,200円）を行い、自発的活動の支援を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響のため、活動が制限されてしまったものの、感染対策をとりながらの活動を少しずつ再開することができた。 | 対面での活動が主たる事業であるため、引き続きコロナ禍の活動に対しては制限が生じてくる。適切な感染対策を講じつつ、事業を継続していくことが必要。 事業継続 | 社会福祉課 |
| 97 | 子どもの人権を尊重するための相談体制の充実 | 適応指導教室を開設し、相談活動体制の充実を図る。 | A | 適応指導教室「かしのきスクール」を継続開設し、学校生活に適応できない児童生徒に対する学習や望ましい生活習慣の習得の支援、保護者との教育相談を行った。また学校との連携を図り、児童生徒への支援体制を整えた。 通室児童生徒の生活習慣が改善された。また相談件数や通室人数も増えた。学校との連携も図られ、児童生徒に対する支援も充実した。 | 通室人数や相談件数が増えた分、かしのき職員の負担も増えた。 引き続き、通室児童生徒の学校復帰を目指した支援指導を行っていく。また、タブレットを活用し、通室困難な児童生徒への支援も行っていく。 | 指導課 |
| 98 | 子ども会やスポーツ少年団との子どもの活動の充実 | 地区子ども会育成支援に努め、子どもまつりを実施する。 | E※ | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 コロナ禍においても実施できるよう、方法も検討したが中止となった | 開催していない期間が長期にわたってきていることから、再開にあたり企画・運営方法等の混乱が予想される 会場のレイアウト変更やカリキュラムの変更等の検討も行ったが新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった | 生涯学習課 |
| 99 | 青少年健全育成活動の充実 | 青少年の心身の健康づくりをキーワードとし、スポーツ少年団によるリーダー研修会（キャンプ）を実施する。 | E※ | 新型コロナウイルス感染症の影響により中止 新型コロナウイルス感染症の影響により、団体の活動は開催が難しかった。 | 新たな参加者を増やしていきたい。 継続実施 | 生涯学習課 |
| 100 | 青少年健全育成活動の充実 | 青少年相談員による街頭指導活動や青少年市民会議による社会環境整備一斉活動等を実施する。 | D※ | 街頭指導活動を1回実施した。 実施を予定していたイベントがほとんど中止となってしまったことにより、実施回数が減ってしまった。 | 相談員の高齢化等による活動の継続性が課題となっている。 街頭指導活動 延べ8日実施予定 | 生涯学習課 |
| 101 | 子どもを守る体制の充実 | 子どもを守る防犯ボランティアへの協力を依頼する。 | A | 各地区において通学路の安全点検を実施した。 地区のボランティアによる通学路の安全点検が実施された。 | ボランティアの高齢化による事業の継続性が課題となっている。 各地区により通学路の安全点検が予定されている。 | 生涯学習課 |
| 102 | 乳幼児医療費支給対象年齢の拡大の検討 | 幼児の医療費支給対象年齢が2018年10月から高校生相当年齢まで引き上げられ、所得制限の撤廃を行い、すくすく医療費支給事業を支援する。 | A | 2年度末受給者数7,996人 3年度末受給者数 8,218人 出生から高校生相当年齢（18歳到達年度末）までの対象者に受給者証を交付し、医療費の助成を行い子育て世帯を支援した。 | 市独自のすくすく医療費支給事業を実施し、年齢制限や所得制限の撤廃を行うことで医療費助成の拡大を行った。 市独自のすくすく医療費支給事業を実施し、年齢制限や所得制限の撤廃を行うことで医療費助成を行う。 | 健康保険課 |
| 103 | 関係機関との連携による小児医療体制の充実 | 休日や夜間における小児救急患者の医療を確保するために、協力病院が輪番制で診療を分担し、いつでも安心して救急医療が受けられるよう支援する。 | A | 地域内の医療機関の協力により支援を行った。常総地域小児救急医療輪番制病院（旧水海道地区）茨城西南地方広域市町村圏事務組合：小児救急輪番制（旧石下地区） 一次救急では対応のしきれない入院診療が必要になった場合、安心して二次救急医療を受けることができる状態を維持するため、協力病院の輪番制の診療により、安心して救急医療が受けられるよう支援を行った。 | 引き続き、一次救急では対応のしきれない入院診療が必要になった場合、安心して二次救急医療を受けることができる状態を維持する。 引き続き、協力病院の輪番制の診療により、安心して救急医療が受けられるよう支援を行う。 | 保健推進課 |

施策：高齢者への支援

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | | 担当課 |
|-----|----------------|---|-----|--|--|-------|
| | | | | 令和3年度実績 | 今後の課題 令和4年度事業予定 | |
| 104 | 高齢者の生きがい活動への支援 | 高齢者が、自らの経験や能力を基に、活動できるようボランティア活動等の周知を行う。 | A | シルバークラブ活動に対し補助金支援 ・シルバークラブ協議会補助金 192,000円 ・シルバークラブ補助金（36クラブ）882,000円 新型コロナウイルス感染症の影響により、各シルバークラブの活動が中止になった。 | シルバークラブ会員の高齢化からクラブの活動が困難となり、会員の減少が課題。 健康で元気な高齢者が、自らの経験や能力を基に活動できる場所を提供し、適切なボランティア活動への参加の機会を促すことにより、シルバークラブの充実を図る。 継続実施 | 幸せ長寿課 |
| 105 | 高齢者の就労活動への支援 | 定年退職後において、地域社会に根ざした就労・社会参加の場として、シルバークラブセンター事業を支援する。 | A | シルバークラブセンターに対し運営補助金支援 ・シルバークラブセンター運営費補助金 14,000,000円 シルバークラブ会員登録人数313名（男216名，女97名） 市から買い物代行サービス事業を委託し、新たな会員確保に取り組んでいるが、まだまだ会員の増加には至っていない。 | 雇用・就労に対する高齢者のニーズは多様なものがあり、希望に応じて働く機会を確保し、働きたいという高齢者の支援を図る。 継続実施 | 幸せ長寿課 |

| | | | | | | |
|-----|-------------------------------|--|---|---|--|-------|
| 106 | 高齢者の総合的な相談体制の充実 | 地域包括支援センター等での24時間相談体制を実施する。 | A | <p>【地域包括支援センターで1年間に対応した新規相談】</p> <p>《令和3年度》</p> <p>◆新規相談件数：421件</p> <p>◆相談分類の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険、健康、福祉に関する相談：296件 ・虐待、成年後見、権利擁護に関する相談：17件 ・その他（緊急通報システム、認知症等）：108件 <p>【その他高齢者相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆休日・夜間相談窓口：1か所設置 ◆地域の相談窓口（ランチ）：6か所設置 ◆在宅医療・介護連携相談窓口：1か所設置 | <p>地域の相談窓口や休日夜間相談窓口を知らない方が多くいるため、広報誌・ホームページ・ポスター掲示等により市民に向けた更なる周知が必要となっている。</p> | 幸せ長寿課 |
| | | | | <p>高齢者の増加に伴い、昨年よりも新規相談件数が増加しており地域包括支援センターで多くを対応することが困難であるため、中学校区ごとに相談窓口（ランチ）を設置しているが、ランチの認知度向上や対応力強化が求められている。</p> | 継続実施 | |
| 107 | 高齢者が地域で元気に暮らし続けることができる支援体制の充実 | 介護予防教室や認知症対策事業の充実を進めるとともに、見守り事業の見直しと拡充を図る。 | A | <p>【介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防推進員養成 <ul style="list-style-type: none"> ・新任研修開催回数5回 参加延人数200名 ・現任研修開催回数6回 参加延人数149名 ◆住民主催教室 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防推進員主催教室の開催回数290回 参加延人数3,174名 ◆市主催教室 <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき教室 開催回数98回 参加延人数671名 ・いきいきパワーアップ教室 開催回数67回 参加延人数1,123名 ・出前いきいき教室 開催回数2回 参加延人数30名 ◆ウォーキング指導 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバークラブ3団体 23回 参加延人数274名 <p>【見守り事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者見守りサポート事業利用者259名（R4.3月末） | <p>介護予防推進員の養成については、今後も積極的に実施していくことで住民主体の介護予防活動の継続を図っていく。更に、健康づくりやコミュニケーションの一助となることを目的に、介護予防教室を開催し、参加をきっかけに介護予防の継続活動へと行動変容できるように支援する。なお、各教室においては、十分な感染防止対策を講じながら、それぞれの事業の中で、地域において専門職等による体力アップや介護予防の知識を深められる支援に取り組んでいく。</p> <p>高齢者見守りサポート事業については、より多くの高齢者に本事業を活用していただけるよう更なる事業の周知を図り、高齢者が地域で元気に暮らし続けることが出来るよう支援していく必要がある。</p> | 幸せ長寿課 |
| | | | | <p>介護予防教室は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和3年8月～9月にかけて茨城県独自の非常事態宣言及び国の緊急事態宣言が発出されたため、一時中止とした。</p> <p>高齢者見守りサポート事業の利用者は年々増加している。R元年度よりサービス内容を拡充し、緊急通報時の救急車要請・駆けつけサービス・相談窓口機能等、24時間365日高齢者をサポートする体制が整ったことで、高齢者が地域で元気に暮らし続ける支援を行う事が出来ていると判断できる。</p> | 継続実施 | |

施策：障がいのある方への支援

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|-----|--------------------|--|-----|---|--|-------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 108 | 障がいのある方の社会参加活動への支援 | 障がいのある方が親子の集い等に参加することにより、機能回復訓練を兼ねて体力の増進と協調精神を養い、自立と社会復帰の意欲の高揚を図る。 | D ※ | <p>障がいのある方の社会参加活動や支援を行っている団体への利用バスの提供（1回）や補助金（24,118円）を交付することで、自発的活動の支援を行った。「親子の集い」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業は中止した。</p> | <p>対面での活動が主たる事業であるため、引き続きコロナ禍の活動に対しては制限が生じてくる。適切な感染対策を講じつつ、事業を継続していくことが必要。</p> | 社会福祉課 |
| | | | | <p>新型コロナウイルス感染症の影響のため、活動が制限されてしまったものの、感染対策をとりながらの活動を少しずつ再開することができた。</p> | <p>「親子の集い」に関しては、新型コロナウイルス感染予防のため、R3年度は中止としたが、利用者が限定的で少なくなっているということと、昨今の教育・福祉環境の充実といったことを理由に、今後は市が主体となって旅行を企画・運営する現行の事業については廃止とした。団体の活動に対する支援については継続。</p> | |
| 109 | 障がいのある方の就職活動への支援 | 就労相談のあった障がいのある方に対しては、各種就労支援策の説明や利用の提案を行い、関係機関と連携をとりながら必要に応じた支援を行う。 | A | <p>障害福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援A型、B型等の事業により就労の機会の場を提供した（R3.3末 就労支援サービス利用者 201名）。</p> | <p>関係機関との連携を今後とも継続していく。</p> | 社会福祉課 |
| | | | | <p>ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し生活困窮者自立支援制度において就労支援を行い、就労や生活課題の解決に至った。</p> | 継続実施 | |

施策：女性の視点に立った地域防災の推進

| | 具体的な事業 | 事業の内容 | 達成度 | 令和3年度実績 | 今後の課題 | 担当課 |
|-----|-----------------|--|-----|--|---|---------|
| | | | | 令和3年度実績に対する評価・分析 | 令和4年度事業予定 | |
| 110 | 女性の視点を反映した避難所運営 | 長期化する避難所生活では、男女の性差による配慮が必要であるため、避難所の運営には、女性のリーダーを配置する等多様な意見を反映させる。 | B | <p>避難所開設担当者に女性職員を配置した。</p> | <p>地域防災計画の改正やマニュアルの改正に伴う意見を発言できる意見交換会などの場づくりを提供していくことが重要であるが、どのような場所や時期が良いか具体的な検討に至っていない。</p> | 防災危機管理課 |
| | | | | <p>開設担当者58名中15名（登用率25.8%）と一定の割合で選出しているが、コロナ感染の懸念から、訓練や研修などは開催できなかったため、意見聴取までに至らなかった。</p> | <p>開設担当者の研修（HUG）や開設訓練からアンケート調査を実施して、避難所運営の改善点の把握をする。</p> | |

| | | | | | | |
|-----|-------------|--|---|--|--|---------|
| 111 | 女性防災リーダーの育成 | 訓練や研修会等に一人でも多く女性の参画を求め、女性防災リーダーの育成を行う。 | D | <p>防災会議委員へ女性委員の推薦を依頼し、新たに1名女性委員の任命が実現した。</p> <p>推薦により、新たに女性1名を選出できたことはよかったが、組織体制の関係上、推薦による選出が出来ないケースが多いことが明らかになった。</p> | <p>防災会議委員の女性登用率は、わずかに4.3%（R3.4.1現在）と低調に推移している。訓練や研修の工夫も必要になってきていると感じているが、そうしたメニューを考えるにも女性の視点が必要であると思うが、企画する側の人材も不足している。</p> <p>防災会議委員選出のため、女性団体への現状解説と防災会議や研修会への参画依頼を団体の定例会議を通して働きかける。</p> | 防災危機管理課 |
|-----|-------------|--|---|--|--|---------|

【議案第1号】

男女共同参画社会に関する市民意識調査(案)

～ 調査ご協力のお願い ～

日頃より、市行政につきまして深いご理解と多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

当市においては、令和元年に「第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んでいます。

この調査は、令和6年度からの次期計画「第3次常総市男女共同参画計画」の策定にあたり、市民の皆さまの男女共同参画に関する意識と課題を把握し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに反映させていくことを目的としています。

なお、調査対象となる方は、令和4年10月12日現在、常総市に住民登録のある18歳以上の市民の方から1,500名を無作為に選ばせていただきました。

調査は無記名で、調査結果は統計的に処理するため、お答えいただいた皆さまにご迷惑をおかけすることは一切ございません。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

常総市長 神達 岳志

令和4年10月

～ ご記入にあたってのお願い ～

- 1 調査は、封筒のあて名の方がご回答ください。
- 2 該当する回答の数字を○で囲んでください。
- 3 回答で「その他」を選んだときは、() に具体的に記入してください。
- 4 該当する全部の質問にお答えください。
- 5 ご回答は、以下の二次元コードから入力又は同封の返信用の封筒に入れ、11月12日(土)までにご投函ください。(切手は不要です。)

二次元コード
(いばらき電子申
請・届出サービス)

【問い合わせ】

常総市役所 市民生活部 人権推進課 ダイバーシティ推進係
〒303-8501
常総市水海道諏訪町3222番地3
☎ 0297-23-2111 (内線2140)

あなたご自身について

1 あなたの性別をお答えください。

- | | | |
|-----|-----|-------------------------|
| 1 男 | 2 女 | 3 その他（1、2いずれかを選択できない場合） |
|-----|-----|-------------------------|

2 あなたの年齢をお答えください。（令和4年10月1日現在）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 18歳～19歳 | 2 20歳～29歳 | 3 30歳～39歳 |
| 4 40歳～49歳 | 5 50歳～59歳 | 6 60歳～69歳 |
| 7 70歳～79歳 | 8 80歳以上 | |

3 あなたの職業をお答えください。 ※兼業の場合は主とする職業を選択してください。

- | |
|--|
| 1 自営業主（農業・商店・工場等経営・家族従事者含む） |
| 2 常勤の勤め人 |
| 3 自由業（開業医・税理士・塾講師・弁護士など） |
| 4 派遣・契約社員 |
| 5 パート・アルバイト勤務 |
| 6 内職 |
| 7 専業主婦（主夫） |
| 8 学生 |
| 9 無職（6、7以外） |
| 10 その他（ ） |

4 あなたは結婚されていますか。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 独身 | 2 結婚はしていないがパートナーと暮らしている |
| 3 結婚している（配偶者がいる） | 4 離婚 |
| 5 死別 | |

5 4で「結婚はしていないがパートナーと暮らしている」、「結婚している（配偶者がいる）」とお答えの方にお伺いします。配偶者(パートナー)の方は共働きをしていますか。

- | | |
|-----------|------------|
| 1 共働きしている | 2 共働きしていない |
|-----------|------------|

6 あなたのご家庭の家族構成をお答えください。

- | |
|------------------------|
| 1 三世代以上同居（親と子と孫からなる世帯） |
| 2 二世代同居（親と子からなる世帯） |
| 3 夫婦（パートナーを含む）のみの世帯 |
| 4 一人世帯 |
| 5 その他の世帯 |

I 男女の地位の平等に関する意識について

問1 あなたは、次にあげる分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

次の項目について、それぞれ1つ選んでください。

| | 男性が優遇されている | 女性が優遇されている | 平等である | どちらともいえない | わからない | その他(具体的に) |
|-------------|------------|------------|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 家庭の中では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 2 職場の中では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 3 教育の中では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 4 地域社会の中では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 5 しきたりや習慣では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 6 政治の場では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 7 法律や制度の上では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 8 社会全体では | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |

問2 今後あなたが、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思うことはなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

| |
|---|
| 1 法律や制度の見直しを行い、女性差別につながるものを改めること |
| 2 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること |
| 3 女性自身が経済力をつけ、知識・技術を習得するなど、積極的に能力の向上を図ること |
| 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること |
| 5 国や地方公共団体や企業などの重要な役割に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること |
| 6 わからない |
| 7 その他 () |

II 家庭生活・地域活動について

問3 あなたのご家庭では、家庭内の役割についてどのように分担していますか。次の項目について、それぞれ1つ選んでください。

| | 主に女性 | 女性が主で男性が協力 | 男女平等 | 主に男性 | 男性が主で女性が協力 | その他(具体的に) |
|----------------|------|------------|------|------|------------|-----------|
| 1 食事を作る | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 2 食事の片づけ(食器洗い) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 3 生活費を得る | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 4 日常の家事(洗濯・掃除) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 5 乳幼児の世話 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 6 子どものしつけ・教育 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 7 病人や高齢者などの介護 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 8 地域活動への参加 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |

問4 男性にも、家事・育児・介護を行い、家庭での共同参画を進めることが求められていますが、家庭における男性の参画をもっと進めるためには、どのようなことが重要だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

| |
|-----------------------------------|
| 1 男性が取りやすいような育児休業、介護休業制度を徹底する |
| 2 男性が気軽に参加できるような家事・育児・介護講座を開催する |
| 3 男性の理解と協力を得るための啓発活動を行う |
| 4 労働時間の短縮やフレックス勤務の導入などを企業に働きかける |
| 5 女性が男性に対して家庭での共同参画を働きかける |
| 6 男性が家事や育児・介護などをするに対して社会全体の理解を深める |
| 7 わからない |
| 8 その他 () |

問5 あなたは現在、町内会やボランティアなどの地域活動に参加していますか。あてはまるものを1つ選んでください。

| | |
|-------------|----------------------|
| 1 よく参加している | 2 とくとき参加している |
| 3 ほとんど参加しない | 4 以前は参加していたが、今はしていない |
| 5 参加したことがない | |

問6 問5で「ほとんど参加しない」、「以前は参加していたが、今はしていない」、「参加したことがない」とお答えの方にお尋ねします。

参加しない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 忙しくて時間がない
- 2 どのような活動があるのか情報がない
- 3 興味のもてる活動がない
- 4 家事・育児に忙しくて時間がない
- 5 地域にあまり関わりたくない
- 6 健康や体力に自信がない
- 7 地域活動は必要がないと思う
- 8 病人・高齢者・障害者の介護などで時間がない
- 9 地域活動をするうえでの経済的負担が大きい
- 10 家族の理解が得られない
- 11 その他 ()

Ⅲ 教育について

問7 あなたは、子どもを教育する場合「女らしさ、男らしさ」という考えを意識しますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 意識する
- 2 多少意識する
- 3 あまり意識しない
- 4 まったく意識しない
- 5 わからない

問8 男女が、対等な関係で協力しあって暮らす社会を作るために、学校教育の中で特に力を入れてほしいと思うものは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 技術・家庭科などを通じて、暮らしに必要な技術を学ぶこと
- 2 性教育などを通じて、心と身体を大切にする男女の性のあり方について学ぶこと
- 3 働くことの意味や働き方について、職場体験を通して学ぶこと
- 4 クラブ活動などを通じて、男女ともに豊かな人間関係を育てる教育をすること
- 5 歴史や文学などを通じて、男女の関係のあり方を学ぶこと
- 6 道徳等の時間を通して、人権教育(男女平等社会)の充実を図ること
- 7 クラス委員や係活動など日常の学校生活を通じて、男女平等意識を身につけること
- 8 その他 ()

IV 人権問題について

問9 あなたは、どのようなときに女性の人権が尊重されていないと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | |
|--|
| 1 夫から妻など、パートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス） |
| 2 職場におけるセクシュアル・ハラスメント（セクハラ） |
| 3 女性のヌードなど性を誇張した広告や雑誌 |
| 4 職場では、女性の意見を取り入れてもらえない |
| 5 痴漢行為 |
| 6 女性の働く風俗営業 |
| 7 特にない |
| 8 その他（ ） |

問10 配偶者やパートナーからの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）について、あなたは次の項目にあるようなことを受けたことがありますか。それぞれ1つ選んでください。

| | 何回もあった | 1～2回あった | なかった |
|-----------------------|--------|---------|------|
| 1 何を言っても無視された | 1 | 2 | 3 |
| 2 交友関係や電話等を細かく監視された | 1 | 2 | 3 |
| 3 物を投げるまねや、叩くまねで脅かされた | 1 | 2 | 3 |
| 4 実際に物を投げられたり、叩かれたりした | 1 | 2 | 3 |
| 5 生活費をくれない | 1 | 2 | 3 |
| 6 避妊に協力しない | 1 | 2 | 3 |
| 7 子どもに暴力を目撃された | 1 | 2 | 3 |

問11 問10で「何回もあった」、「1～2回あった」とお答えの方にお尋ねします。

あなたが、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害にあったとき、だれ（どこ）に相談しましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1 家族・親族 | 2 友人・知人 |
| 3 民生委員 | 4 県女性相談センター・配偶者暴力相談支援センター |
| 5 市の相談窓口 | 6 民間の専門家や、専門機関（カウンセラー） |
| 7 医療関係者（医師・看護師等） | 8 福祉事務所・保健所 |
| 9 警察 | 10 弁護士 |
| 11 だれ（どこ）にも相談しなかった | 12 その他（ ） |

問12 問11で「だれ（どこ）にも相談しなかった」と答えた方にお尋ねします。

だれ（どこ）にも相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|----|---|
| 1 | だれ（どこ）に相談してよいのかわからなかったから |
| 2 | 恥ずかしくて誰にも言えなかったから |
| 3 | 相談しても無駄だと思ったから |
| 4 | 相談したことがわかると、仕返しや、もっとひどい暴力をうけると思ったから |
| 5 | 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから |
| 6 | 世間体が悪いから |
| 7 | 他人を巻き込みたくなかったから |
| 8 | 被害を受けたことについて思い出したくないから |
| 9 | 自分にも悪いところがあると思ったから |
| 10 | 相手の行動は愛情の表現だと思ったから |
| 11 | 相談するほどのことではないと思ったから |
| 12 | その他（ ） |

問13 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）による被害の経験や、身近で見聞きしたことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---|---|
| 1 | 直接経験したことがある |
| 2 | 直接経験したことはないが、自分のまわりに経験した（している）人がいる |
| 3 | 直接経験したことはなく、自分のまわりにも経験した（している）人はいないが、一般的な知識として知っている |
| 4 | セクシュアル・ハラスメントという言葉聞いたことはある |
| 5 | そういう言葉は今まで聞いたことがない |
| 6 | その他（ ） |

問14 問13で「直接経験したことがある」とお答えの方にお尋ねします。

あなたは、そのことをだれか（どこか）に相談したことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | | | |
|----|-----------------|----|---|
| 1 | 家族・親族 | 2 | 友人・知人 |
| 3 | 民生委員 | 4 | 茨城労働局・いばらき労働相談センター |
| 5 | 市の相談窓口 | 6 | 民間の専門家・専門機関（カウンセラー） |
| 7 | 医療関係者（医師・看護師等） | 8 | 福祉事務所・保健所 |
| 9 | 警察 | 10 | 弁護士 |
| 11 | だれ（どこ）にも相談しなかった | 12 | その他（ ） |

問 15 問 14 で「だれ（どこ）にも相談しなかった」とお答えの方にお尋ねします。

だれ（どこ）にも相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 だれ（どこ）に相談してよいかわからなかったから
- 2 相談する人がいなかったから
- 3 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- 4 被害を受けたことを思い出したくなかったから
- 5 相談しても無駄だと思ったから
- 6 相談したことがわかると、仕返しや、もっとひどい被害を受けると思ったから
- 7 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 8 他人を巻き込みたくなかったから
- 9 自分にも悪いところがあると思ったから
- 10 相談するほどのことではないと思ったから
- 11 その他（)

問 16 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 法律・制度の制定や見直しを行う
- 2 犯罪の取り締まりを強化する
- 3 捜査や裁判での担当者に女性を増やし、被害者の声が届きやすいようにする
- 4 被害者を支援し、暴力に反対する市民活動・市民運動を盛り上げる
- 5 被害者のための相談機関や保護施設などを整備する
- 6 学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させる
- 7 あらゆる差別や暴力を許さないよう、人権を尊重する教育を学校・家庭で充実させる
- 8 メディア（新聞・テレビなど）が自主的に倫理規定を強化する
- 9 過激な内容の雑誌、ビデオ、ゲームソフトなどの販売や貸し出しを制限する
- 10 特に対策の必要はない
- 11 その他（)

V 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問 17 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の状況において、理想はどうあるべきだと思いますか。また実際はどうですか。それぞれ1つ選んでください。（現在、仕事を行っていない方は今後のお考えを選んでください。）

【理想】

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先したい
- 3 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立したい
- 4 「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先したい
- 5 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先したい
- 6 よくわからない

【実際】

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」にも携わりつつ、「仕事」を優先している
- 3 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」と「仕事」を両立している
- 4 「仕事」にも携わりつつ、「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している
- 5 「家庭生活」又は「地域・個人の生活」を優先している
- 6 よくわからない

VI 就業関係について

問 18 仕事をこなす能力に対する男女差はあると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。また選択肢を選んだ理由についてお答えください。

- 1 あると思う
- 2 どちらかといえばあると思う
- 3 どちらかともいえない
- 4 ないと思う
- 5 わからない

※選択肢を選んだ理由について（ ）

問 19 女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは何だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 家事や育児、介護との両立がむずかしいこと
- 2 家族の理解や協力が得られないこと
- 3 職場に、結婚・出産時は退職するという慣習があること
- 4 育児・介護休暇などが取りにくいこと
- 5 昇給・昇格に男女差があること
- 6 補助的な仕事しか与えられないなど、仕事内容に魅力がないこと
- 7 長く勤めると、同僚や上司から圧力がかかること
- 8 女性自身の就業に対する自覚が不足していること
- 9 障害となっていることはない
- 10 その他（ ）

問 20 あなたは、男女の地位が平等ではないと思うことはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|----|----------------------------|
| 1 | 仕事の採用時の条件 |
| 2 | 賃金・昇進・昇格 |
| 3 | 能力の評価 |
| 4 | 女性は庶務的な仕事など男女で職務内容を固定的に分ける |
| 5 | 仕事に対する責任の求められ方 |
| 6 | 研修の機会や内容 |
| 7 | 休暇の取得のしやすさ |
| 8 | 育児・介護休暇の取得のしやすさ |
| 9 | 女性に対して結婚、出産退職などの慣習がある |
| 10 | 転勤や異動 |
| 11 | その他 () |

問 21 あなたは、男性も女性も働きやすい社会にするためには、どんなことが必要だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|----|---|
| 1 | 労働時間の短縮や休日の増加を促進する |
| 2 | 保育施設や介護のための施設・サービスを充実する |
| 3 | 育児・介護のための休暇制度を充実するとともに、男性も取得しやすい環境整備を図る |
| 4 | 育児・介護休業中の賃金など、経済的保障を充実させる |
| 5 | 出産・介護などで退職した女性に対する再雇用制度を充実する |
| 6 | 昇進・昇格や賃金、仕事内容など労働条件面での男女間格差を是正する |
| 7 | 各種研修や職業訓練などの機会を充実する |
| 8 | フレックスタイム制や在宅勤務制度などの柔軟な勤務制度の導入を促進する |
| 9 | 起業に対する相談窓口の設置など行政のサポート体制を強化する |
| 10 | その他 () |

Ⅶ 固定的役割分担意識について

問 22 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方についてあなたは、どう思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。また選択肢を選んだ理由についてお答えください。

- | | | | | | |
|--------------------|----|---|------------|---|------------|
| 1 | 賛成 | 2 | どちらかといえば賛成 | 3 | どちらかといえば反対 |
| 4 | 反対 | 5 | わからない | | |
| ※選択肢を選んだ理由について () | | | | | |

VIII SDGs（エスディーゼーズ）、性的マイノリティについて

問 23 あなたは、SDGs エスディーゼーズ（持続可能な開発目標）という言葉や意味を知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 言葉も意味も知っている | 2 言葉は知っているが意味は知らない |
| 3 言葉も意味も知らない | |

問 24 あなたは、現在ジェンダー（社会的・文化的な役割としての男女の性）による差別を感じていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | |
|---------|----------|
| 1 感じている | 2 感じていない |
|---------|----------|

問 25 あなたは、性的マイノリティ（または LGBTQ）※という言葉を知っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | |
|------|-------|
| 1 はい | 2 いいえ |
|------|-------|

※性的マイノリティ（または LGBTQ）とは…

レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）などの方々

問 26 あなたは、性的マイノリティ（または LGBTQ）※に対する社会的な関心が高まっていると思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 思う | 2 どちらかといえば思う |
| 3 どちらかといえば思わない | 4 思わない |

問 27 性的マイノリティ（または LGBTQ）※の方々差別などにあうことがなく、生活しやすくなるためにどのような対策が必要だと思いませんか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | |
|--------------------------------------|
| 1 行政が市民等へ周知啓発を行う |
| 2 相談窓口等を充実させ、その存在を周知する |
| 3 学校での教育 |
| 4 法律等に、性的マイノリティの方々への偏見や差別解消への取組を明記する |
| 5 当事者や支援団体、行政等を交えた連絡、意見交換を行う |
| 6 働きやすい職場環境づくりの取組をする |
| 7 わからない |
| 8 その他（) |

問 28 性的マイノリティに関する差別的な言動を見聞きしたことがある方、経験したことがある方は、その内容やその時の気持ちについて、差し支えなければご記入ください。

| |
|--|
| |
|--|

IX 新型コロナウイルス感染症について

問 29 あなたは、新型コロナウイルス感染症対策を経験してどのようなことを感じましたか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 心も体も疲れた
- 2 収入や働くことが心配だった
- 3 健康のことが心配だった（自ら、家族、知人も含む）
- 4 家族や身近な人のことで困った
- 5 学校・地域活動の再開の目途が立たず困った
- 6 特に問題はなかった
- 7 その他（)

問 30 あなたは、新型コロナウイルス感染症拡大前と比べて、家族、配偶者、パートナーとの関係に変化はありましたか。あてはまるものを1つ選んでください。

- 1 どちらかといえば関係が良くなった
- 2 どちらかといえば関係が悪くなった
- 3 変わらない
- 4 その他（)

問 31 問 30 で「どちらかといえば関係が悪くなった」とお答えの方にお尋ねします。
そのことについて、だれか（どこ）に相談しましたか。（「相談しなかった」を選択した場合を除き、あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1 相談しなかった | 2 家族・親族 |
| 3 友人・知人 | 4 民生委員 |
| 5 県女性相談センター・配偶者暴力相談支援センター | 6 女性の人権ホットライン |
| 7 男女共同参画関係機関 | 8 市の相談窓口 |
| 9 児童相談所・子ども家庭支援センター | 10 福祉事務所・保健所 |
| 11 学校（教員、養護教諭、カウンセラー等） | 12 医療関係者（医師、看護師等） |
| 13 警察 | 14 その他（) |

問 32 問 31 で「相談しなかった」とお答えの方にお尋ねします。
その理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 どこに相談したらいいかわからなかった
- 2 在宅勤務や休校などで、他の家族の目があったので相談できなかった
- 3 気持ちの問題（恥ずかしい、心配されたくないなど）
- 4 自分で解決できると思った
- 5 忙しく時間がなかった
- 6 相談するほどのことではないと思った
- 7 その他（)

X 防災対策について

問 33 あなたは、地域における防災・災害対策において、男女共同参画の視点で特に重要なことは何だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|----|--|
| 1 | 防災や災害に関する知識の習得を進める |
| 2 | 女性の意見を踏まえて、災害備蓄品を準備する |
| 3 | 防災拠点（避難所）の設備に女性の意見を反映させる |
| 4 | 災害に関する各種計画や、対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる |
| 5 | 警察署や消防署などの防災関係機関について、採用・登用を含めて、女性が十分配置されるようにする |
| 6 | 防災拠点運営委員会等により多くの女性が参画できるようにする |
| 7 | 防災や災害時対応における女性リーダーを育成する |
| 8 | 特にない |
| 9 | わからない |
| 10 | その他（) |

問 34 あなたは、防災拠点（避難所）の運営において、男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うものは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|----|--|
| 1 | 男女別の配慮等による防災拠点（避難所）のプライバシー確保（トイレ・更衣室・物干し場所等） |
| 2 | 妊産婦や育児中の女性への配慮（授乳室の設置等） |
| 3 | 女性用品の配布の際の配慮 |
| 4 | 要配慮者や外国人など、さまざまな人の視点を取り入れた防災拠点（避難所）運営 |
| 5 | 被災者の心のケアができる体制づくり |
| 6 | 性別によるニーズの把握（聞き取り、意見箱等） |
| 7 | 女性の積極的な参画により、女性の視点をより反映した防災拠点（避難所）運営 |
| 8 | 保健師派遣による健康相談・管理等 |
| 9 | 特にない |
| 10 | わからない |
| 11 | その他（) |

問 35 災害などが発生し避難が必要になったとき、あなたはどのようなことが心配ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 災害についての的確な情報が得られるかどうか
- 2 高齢者、障害者、病人を連れて安全に避難できるかどうか
- 3 子どもや乳幼児を連れて安全に避難できるかどうか
- 4 近所の人たちと助け合って避難できるかどうか
- 5 家族との連絡がきちんと取れるかどうか
- 6 避難所が安全かどうか（防犯、感染症など）
- 7 プライバシーなどは守られるのかどうか
- 8 食事や布団など、必要なものは提供されるのかどうか
- 9 特にない
- 10 その他（)

XI 男女共同参画社会について

問 36 あなたは、「男女共同参画社会」という言葉からどのような社会をイメージしますか。あなたのイメージに近いものをすべて選んでください。

- 1 暮らしやすい社会
- 2 活気がある社会
- 3 公正な社会
- 4 窮屈な社会
- 5 混乱した社会
- 6 男性の権利や利益が損なわれる社会
- 7 女性だけが優遇される社会
- 8 すべての人が尊重される社会
- 9 その他（)

問 37 あなたは、次にあげた言葉を見たり聞いたりしたことはありますか。また、内容を知っていますか。それぞれ1つ選んでください。

| | 知っている | 見たり聞いたりしたことはあるが、内容は知らない | 全く知らない |
|--|-------|-------------------------|--------|
| 1 常総市男女共同参画推進条例 | 1 | 2 | 3 |
| 2 常総市男女共同参画計画 | 1 | 2 | 3 |
| 3 女性差別撤廃条約 | 1 | 2 | 3 |
| 4 男女共同参画社会基本法 | 1 | 2 | 3 |
| 5 男女雇用機会均等法 | 1 | 2 | 3 |
| 6 育児・介護休業法 | 1 | 2 | 3 |
| 7 女性活躍推進法 | 1 | 2 | 3 |
| 8 配偶者暴力防止法 | 1 | 2 | 3 |
| 9 デートDV (恋人同士の間で起きる暴力) | 1 | 2 | 3 |
| 10 ジェンダー (文化的・社会的につくられた性差) | 1 | 2 | 3 |
| 11 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) | 1 | 2 | 3 |
| 12 アンコンシャス・バイアス (無意識の偏見) | 1 | 2 | 3 |
| 13 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) | 1 | 2 | 3 |

問 38 あなたは、自治会やPTA会長など、女性が地域社会のリーダーになるためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

| |
|--|
| 1 男性の抵抗感をなくす 2 社会の中で評価を高める 3 女性自身の抵抗感をなくす 4 女性がリーダーに一定の割合でなるような取組 5 女性がリーダーになることの啓発や情報提供・研修を行う 6 特にない 7 わからない 8 その他 () |
|--|

問 39 男女共同参画社会を実現するためには、市は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

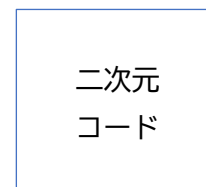
- | |
|--|
| 1 関係する制度の制定や見直し |
| 2 男女共同参画全般についての意識啓発、広報活動の充実 |
| 3 男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実 |
| 4 男女がともに働きやすい就業環境の整備 |
| 5 各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援 |
| 6 審議会など政策や方針決定過程への女性の積極的登用 |
| 7 行政機関や公立学校における女性管理職の積極的登用 |
| 8 地域や団体で活躍できる女性リーダーの養成 |
| 9 女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの施策の充実 |
| 10 配偶者等からの暴力被害の防止、根絶や相談・救援体制の充実 |
| 11 農林漁業・商工サービス業の家族従事者の地位の向上 |
| 12 男性も対象とした各種講座や相談活動の充実 |
| 13 男女共同参画社会実現のための各種情報の提供や団体交流、調査研究などを実施する拠点施設の設置 |
| 14 その他 () |

【自由回答】 市の男女共同参画推進について、ご意見、ご要望等がございましたらご自由にご記入ください。

| |
|---|
| <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> |
|---|

以上で質問は終わりです。

お忙しいところ、調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。ご回答は、以下の二次元コードから入力又は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて無記名のまま、11月12日（土）までにポストへ投函してください。



【議案第2号】

男女共同参画社会に関する企業意識調査(案)

～ 調査ご協力をお願い ～

日頃より、市行政につきまして深いご理解と多大なご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

当市においては、令和元年に「第2次常総市男女共同参画計画（後期実施計画）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んでいます。

この調査は、令和6年度からの次期計画「第3次常総市男女共同参画計画」の策定にあたり、男女共同参画に関する意識と課題を把握し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みに反映させていくことを目的として、市内の事業所を対象に実施するものです。

お忙しいところ、誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

常総市長 神達 岳志

令和4年10月

～ ご記入にあたってのお願い ～

- 1 本店、支店など複数の事業所がある場合は、企業全体ではなく、貴事業所についてお答えください。
- 2 令和4年10月1日現在でお答えください。
- 3 該当する回答の数字を○で囲んでください。
- 4 回答で「その他」を選んだときは、() に具体的に記入してください。
- 5 該当する全部の質問にお答えください。
- 6 ご回答は、以下の二次元コードから入力又は同封の返信用の封筒に入れ、11月12日(土)までにご投函ください。(切手は不要です。)

二次元コード
(いばらき電子申
請・届出サービス)

【問い合わせ】

常総市役所 市民生活部 人権推進課 ダイバーシティ推進係
〒303-8501
常総市水海道諏訪町3222番地3
☎ 0297-23-2111 (内線2140)

貴事業所について

1 貴事業所の主な業種をお答えください。

| | | |
|----------------|-----------------|----------|
| 1 農林業 | 2 鉱業 | 3 建設業 |
| 4 製造業 | 5 電気・ガス・熱供給・水道業 | 6 情報通信業 |
| 7 運輸・郵便業卸業・小売業 | 8 金融・保険業 | 9 不動産業 |
| 10 宿泊・飲食業 | 11 教育・学習支援業 | 12 医療・福祉 |
| 13 サービス業 | 14 その他 () | |

2 貴事業所の事業所区分をお答えください。

| | | |
|---------|---------|----------|
| 1 単独事業所 | 2 本社・本店 | 3 支社・支店等 |
|---------|---------|----------|

3 貴事業所の従業員規模をお答えください。

| | |
|-----------|-----------|
| 1 10人未満 | 2 10人～29人 |
| 3 30人～49人 | 4 50人～99人 |
| 5 100人以上 | |

4 貴事業所の従業員数について、男女別にお答えください。

| | 男性 | 女性 |
|-----------------------|----|----|
| 正規従業員 | 人 | 人 |
| パート、アルバイト、派遣社員、契約社員など | 人 | 人 |

5 貴事業所の正規従業員の平均年齢と平均勤続年数（1年未満は四捨五入）を、男女別にお答えください。

| | 男性 | 女性 |
|--------|----|----|
| 平均年齢 | 歳 | 歳 |
| 平均勤続年数 | 年 | 年 |

I 男女共同参画に関する用語について

問1 貴事業所は、次にあげる男女共同参画に関する用語について、ご存知ですか。それぞれあてはまるものを1つ選んでください。

| | 知っている | 見たり聞いたりしたことはあるが、内容は知らない | 全く知らない |
|--|-------|-------------------------|--------|
| 1 常総市男女共同参画推進条例 | 1 | 2 | 3 |
| 2 常総市男女共同参画計画 | 1 | 2 | 3 |
| 3 女性差別撤廃条約 | 1 | 2 | 3 |
| 4 男女共同参画社会基本法 | 1 | 2 | 3 |
| 5 男女雇用機会均等法 | 1 | 2 | 3 |
| 6 育児・介護休業法 | 1 | 2 | 3 |
| 7 女性活躍推進法 | 1 | 2 | 3 |
| 8 配偶者暴力防止法 | 1 | 2 | 3 |
| 9 ポジティブ・アクション (積極的改善処置) | 1 | 2 | 3 |
| 10 ジェンダー (文化的・社会的につくられた性差) | 1 | 2 | 3 |
| 11 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) | 1 | 2 | 3 |
| 12 アンコンシャス・バイアス (無意識の偏見) | 1 | 2 | 3 |
| 13 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) | 1 | 2 | 3 |

II 女性の活躍推進における取り組みについて

問2 貴事業所は、女性の活躍を推進する上で、現在取り組んでいることがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

| |
|--|
| 1 責任のある仕事を任せている 2 男性と同等の教育訓練・研修等を行っている 3 会議・打合せなどに積極的に参加させている 4 採用、昇進において、性別による差異がないようにしている 5 配属については、性別にとらわれず配置している 6 特に何もしていない 7 その他 () |
|--|

問3 女性の活躍を推進する上で、今後どのような取り組みが必要と考えますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | |
|--------------------------------|
| 1 女性の継続就業（育児休業からの職場復帰など）に関する支援 |
| 2 女性のモチベーションや就業意識を高めるための研修機会 |
| 3 公正・透明な人事管理制度、評価制度の構築 |
| 4 人材育成の機会を男女同等に与えること |
| 5 超過勤務削減などワーク・ライフ・バランスの促進 |
| 6 女性の活躍の必要性についての理解の促進 |
| 7 ハラスメント防止などの職場環境の整備 |
| 8 性別にとわられない採用・配置・昇進 |
| 9 転勤時の配慮 |
| 10 在宅勤務（テレワーク）など多様な働き方の推進 |
| 11 その他（) |

問4 貴事業所では、男女間の格差を解消するためのポジティブ・アクションを行うことについて、どのように思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | |
|----------------|
| 1 賛成する |
| 2 どちらかといえば賛成する |
| 3 どちらかといえば反対する |
| 4 反対する |
| 5 わからない |
| 6 その他（) |

Ⅲ 女性管理職登用における取り組みについて

問5 貴事業所の管理職及び女性管理職の人数を記入してください。

| 管理職総数 | うち女性人数 | 女性比率 |
|-------|--------|------|
| 人 | 人 | % |

問6 問5で女性管理職の比率が30%未満の事業所に伺います。

女性比率が30%未満であるのは、どのような理由からと考えますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 女性従業員が少ない（いない）から
- 2 管理能力の面で必要な知識や判断力を有する女性の適任者が少ない（いない）から
- 3 女性は勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまうから
- 4 管理職に就くための在籍年数など諸条件を満たしていないから
- 5 業務の内容が女性には任せられない、あるいは女性には向いていないから
- 6 女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求できないから
- 7 上司・同僚・部下となる男性が女性管理職を希望していないから
- 8 上司・同僚・部下となる女性が女性管理職を希望していないから
- 9 顧客（取引相手）が女性管理職をいやがることから
- 10 女性自身が、管理職になることを望んでいないことが多いから
- 11 目標となる女性の管理職がないから
- 12 事業所として「女性管理職は必要ない」と方針があるから
- 13 わからない
- 14 その他（)

問7 貴事業所は、女性の管理職を増やすためには、今後どのような取り組みが効果的と考えますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 経営層・管理職層の意識改革
- 2 ロールモデルとなる女性社員の充実
- 3 幅広い職種への登用
- 4 企業における継続的なキャリア研修
- 5 女性管理職登用の数値目標の設定
- 6 経営トップの強いリーダーシップ
- 7 女性のネットワーク形成の促進
- 8 職場の上司とのコミュニケーションの推進
- 9 学校等教育機関におけるキャリア教育の推進
- 10 その他（)

IV ハラスメントについて

問8 貴事業所は、何らかのハラスメントが問題になったことがありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---|---|
| 1 | パワー・ハラスメント |
| 2 | セクシュアル・ハラスメント |
| 3 | モラル・ハラスメント※ ¹ |
| 4 | マタニティ（パタニティ※ ² ）・ハラスメント |
| 5 | ケア・ハラスメント※ ³ |
| 6 | 性的マイノリティ（LGBTQ等）※ ⁴ のハラスメント |
| 7 | 特になし |
| 8 | その他（ ） |

※1 モラル(道徳・倫理)による精神的な暴力、嫌がらせ

※2 育児休業制度などを利用しようとする男性社員への嫌がらせ・不当な扱い

※3 働きながら育児や介護を行う労働者に対して、育児や介護に関する制度の利用妨害や、嫌がらせを行うなどの行為

※4 レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心の性別と体の性別が違う人、性別に違和感をもつ人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）などの方々

問9 貴事業所は、ハラスメントに対する取り組みをしていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | | | |
|---|------|---|-------|
| 1 | している | 2 | していない |
|---|------|---|-------|

問10 問9で「している」とお答えの方にお尋ねします。

どのような取り組みをしていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---|---|
| 1 | 社内報やポスターにてハラスメントに関する方針等を記載、配布しPRしている |
| 2 | 事業所内に相談窓口を設置している |
| 3 | 対策委員会等の機関を設置している |
| 4 | 事業所内研修を実施して啓発している |
| 5 | 就業規則等にハラスメント禁止を規定している |
| 6 | 現在、検討中又は計画中である |
| 7 | その他（ ） |

V 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問 11 貴事業所では、従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についてどの程度取り組んでいますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | |
|----------------|
| 1 積極的に取り組んでいる |
| 2 取り組んでいる |
| 3 あまり取り組んでいない |
| 4 まったく取り組んでいない |

問 12 貴事業所で、従業員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保するために、現在、実施していることと、今後、新たに取り組もうと考えていることについてお答えください。それぞれあてはまるものを1つ選んでください。

| | 実施している | 今後実施を検討している | 実施する予定はない |
|-----------------------|--------|-------------|-----------|
| ① 短時間勤務制度 | 1 | 2 | 3 |
| ② 在宅勤務制度 | 1 | 2 | 3 |
| ③ 時差出勤制度 | 1 | 2 | 3 |
| ④ 時間外労働削減のための対策 | 1 | 2 | 3 |
| ⑤ 転勤の免除制度や勤務地限定 正社員制度 | 1 | 2 | 3 |
| ⑥ 有給休暇取得の促進 | 1 | 2 | 3 |
| ⑦ 育児休業取得の促進 | 1 | 2 | 3 |
| ⑧ 介護休業取得の促進 | 1 | 2 | 3 |

問 13 新型コロナウイルス感染症対策における自粛活動等の影響により、貴事業所の働き方改革は進んだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1 変化なし。または、何の取組もしていない。 | 2 勤務時間短縮、時差出勤 |
| 3 フレックスタイム制度を導入 | 4 時間外労働軽減、免除 |
| 5 在宅ワーク、テレワーク | 6 サテライトオフィス※ ¹ の活用 |
| 7 その他（ | ） |

※1 通勤による混雑を避け、会社で行う業務と同等の仕事ができるように情報・通信設備を備え、かつ勤務者の自宅により近い、または混雑が少ない経路で通勤できる場所に立地したオフィスのこと

VI 育児・介護について

問 14 貴事業所は、育児休業制度を設けていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | |
|---------|----------|
| 1 設けている | 2 設けていない |
|---------|----------|

問 15 問 14 で「設けている」とお答えの方にお尋ねします。

過去 1 年間で育児休業を取得した人はいますか。それぞれあてはまるものを 1 つ選んでください。

| | いる | いない |
|----|----|-----|
| 男性 | 1 | 2 |
| 女性 | 1 | 2 |

問 16 現在、育児休業の取得申出をしている人はいますか。それぞれあてはまるものを 1 つ選んでください。

| | いる | いない |
|----|----|-----|
| 男性 | 1 | 2 |
| 女性 | 1 | 2 |

問 17 貴事業所は、男性の育児休業取得促進のための方策を何か行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

| |
|---|
| 1 相談体制を整えている |
| 2 会社、上司から該当する従業員に取得を促している |
| 3 代替要因の確保など人員配置の配慮を行っている |
| 4 休業中の経済的補填を行っている |
| 5 育児休業取得率の目標を設定している |
| 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の意識啓発研修を行っている |
| 7 特に何も行っていない |
| 8 その他（ ） |

問 18 貴事業所は、介護休業制度を設けていますか。あてはまるものを 1 つ選んでください。

| | |
|---------|----------|
| 1 設けている | 2 設けていない |
|---------|----------|

問 19 問 17 で「設けている」とお答えの方にお尋ねします。

過去 1 年間で介護休業を取得した人、または現在取得申出をしている人はいますか。それぞれあてはまるものを 1 つ選んでください。

| | いる | いない |
|----|----|-----|
| 男性 | 1 | 2 |
| 女性 | 1 | 2 |

問 20 貴事業所は、介護の問題を抱えている従業員の把握はどのようにしていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 直属の上司などによる面談での把握 | 2 自己申告制度などで把握 |
| 3 従業員へのアンケートで把握 | 4 事務所内の相談窓口で把握 |
| 5 特に何も行ってない | 6 その他 () |

問 21 貴事業所において、今後、育児休業や介護休業制度を定着させる上で、特に重要なことは何だと思えますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | |
|------------------------|
| 1 休業期間中の代替要員の確保 |
| 2 休業者の周りの人の業務負担 |
| 3 休業者の復職後、代替要員の処遇 |
| 4 代替要員による業務効率の維持 |
| 5 休業中の賃金等の負担 |
| 6 制度を利用する人と利用しない人の不公平感 |
| 7 復職時における技術・能力の維持 |
| 8 制度を利用しやすい雰囲気 |
| 9 特にない |
| 10 その他 () |

VII SDGs (エスディージーズ)、性的マイノリティについて

問 22 貴事業所は、SDGs エスディージーズ (持続可能な開発目標) への社会的関心が高まる現在、何か取り組んでいることはありますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | |
|------------|---------------|
| 1 取り組んでいる | 2 今後取り組む予定である |
| 3 取り組んでいない | 4 わからない |

問 23 問 22 で「取り組んでいる」とお答えの方にお尋ねします。

SDGs は 17 のゴール(目標)があり、ゴールごとにターゲットがありますが、具体的に取り組んでいるものはどれですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 4 質の高い教育をみんなに |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう |
| 15 陸の豊かさを守ろう | 16 平和と公正をすべての人に |
| 17 パートナースhipで目標を達成しよう | |

問 24 貴事業所は、性的マイノリティ（または LGBTQ）など性的少数者の方への取組をしていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 すでに取組を実施、推進している | |
| 2 取組を開始する予定、または取組を検討中である | |
| 3 取組はしておらず、する予定もない | |
| 4 性的マイノリティ（または LGBTQ）についてわからない | |
| 5 その他（ | ） |

問 25 問 24 で「すでに取組を実施、推進している」とお答えの方にお尋ねします。性的マイノリティ（または LGBTQ）の従業員に対して、どのような対応をしていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- | | |
|---|---|
| 1 採用活動における性的マイノリティ（または LGBTQ）への配慮 | |
| 2 性的マイノリティ（または LGBTQ）について社内規定に明記（性的指向・性自認に関する差別・ハラスメントの禁止等） | |
| 3 自分の認識する性別に基づく通称の使用を認めている | |
| 4 トイレや更衣室へなど職場環境への配慮 | |
| 5 福利厚生制度の同性パートナーへの適用 | |
| 6 その他（ | ） |

VIII 防災対策における男女共同参画について

問 26 貴事業所は、災害時の行動指針の策定や、食糧備蓄など、災害対策を行っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- | | |
|------------|------------|
| 1 既に行っている | 2 これから行う予定 |
| 3 まだ行っていない | 4 行う予定はない |

問 27 問 26 で「既に行っている」とお答えの方にお尋ねします。具体的にどのような災害対策を行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 災害時の行動マニュアルを策定している
- 2 定期的に災害時を想定した訓練を行っている
- 3 災害時用の食料・飲料を備蓄している
- 4 帰宅困難時などにも対応できるよう社内で宿泊できるようにしている
- 5 緊急連絡先を社内で共有している
- 6 その他 ()

問 28 貴事業所は、地域における防災・災害対策において、男女共同参画の視点で特に重要なことは何だと思えますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 防災や災害に関する知識の習得を進める
- 2 女性の意見を踏まえて、災害備蓄品を準備する
- 3 防災拠点（避難所）の設備に女性の意見を反映させる
- 4 災害に関する各種計画や、対応マニュアルなどに男女共同参画の視点を入れる
- 5 警察署や消防署などの防災関係機関について、採用・登用を含めて、女性が十分配置されるようにする
- 6 防災拠点運営委員会等により多くの女性が参画できるようにする
- 7 防災や災害時対応における女性リーダーを育成する
- 8 特にない
- 9 わからない
- 10 その他 ()

問 29 貴事業所は、防災拠点（避難所）の運営において、男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があると思うものは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 男女別の配慮等による防災拠点（避難所）のプライバシー確保（トイレ・更衣室・物干し場所等）
- 2 妊産婦や育児中の女性への配慮（授乳室の設置等）
- 3 女性用品の配布の際の配慮
- 4 要配慮者や外国人など、さまざまな人の視点を取り入れた防災拠点（避難所）運営
- 5 被災者の心のケアができる体制づくり
- 6 性別によるニーズの把握（聞き取り、意見箱等）
- 7 女性の積極的な参画により、女性の視点をより反映した防災拠点（避難所）運営
- 8 保健師派遣による健康相談・管理等
- 9 特にない
- 10 わからない
- 11 その他 ()

IX 男女共同参画社会について

問 30 貴事業所として、今後、男女共同参画社会を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること
- 2 育児休業や介護休業制度が、男女共に活用されていること
- 3 賃金における男女差をなくすこと
- 4 募集・採用における男女差をなくすこと
- 5 配置・昇進・教育訓練における男女差をなくすこと
- 6 育児などで一旦退職した場合の再就職の機会があること
- 7 ハラスメント等の防止措置が取られていること
- 8 定年・退職・解雇における男女差をなくすこと
- 9 人事評価などで、性別により評価することがないよう基準を定めること
- 10 性別による仕事の分業がないこと
- 11 相談窓口を充実すること
- 12 性的マイノリティなど多様な性に配慮した募集・採用や職場環境が整備されていること
- 13 制服等に関する規定や強要をなくすこと
- 14 その他 ()

問 31 男女共同参画社会を実現するためには、市は今後どのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 関係する制度の制定や見直し
- 2 男女共同参画全般についての意識啓発、広報活動の充実
- 3 男女共同参画の視点に立った教育や学習の充実
- 4 男女がともに働きやすい就業環境の整備
- 5 各種保育や介護サービスの充実など仕事と家庭の両立支援
- 6 審議会など政策や方針決定過程への女性の積極的登用
- 7 行政機関や公立学校における女性管理職の積極的登用
- 8 地域や団体に活躍できる女性リーダーの養成
- 9 女性の再就職や起業を支援する相談や情報提供などの施策の充実
- 10 配偶者等からの暴力被害の防止、根絶や相談・救援体制の充実
- 11 農林漁業・商工サービス業の家族従事者の地位の向上
- 12 男性も対象とした各種講座や相談活動の充実
- 13 男女共同参画社会実現のための各種情報の提供や団体交流、調査研究などを実施する拠点施設の設置
- 14 その他 ()

問 32 今後、男女共同参画に関する研修等に参加される場合、どのようなテーマを希望しますか。
あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定に関する事
- 2 ハラスメント（パワハラ、セクハラ、モラハラ等）に関する事
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する事
- 4 テレワークの導入に関する事
- 5 子育て支援制度に関する事
- 6 介護休業制度に関する事
- 7 防災に関する事
- 8 なし
- 9 その他（)

問 33 貴事業所は、5年後の男女共同参画社会について、どのようになっていると思いますか。あ
てはまるものをすべて選んでください。

- 1 男女の平等化が進み、今より男女が平等になっている
- 2 男性の方が社会的優位になっている
- 3 女性の方が社会的優位になっている
- 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれるようになっている
- 5 在宅勤務、テレワークなど、働き方改革が進んでいる
- 6 女性の管理職の割合が3割以上となっている
- 7 変わらない
- 8 わからない
- 9 その他（)

